

速記録

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会 (上流域)

日 時 平成19年2月10日 (土)

午後 1時 0分 開会

午後 6時45分 閉会

場 所 大豊町総合ふれあいセンター

3階 多目的ホール

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○司会

大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回吉野川流域住民の意見を聴く会（上流域）を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所副所長の藤田です。よろしくお願いいたします。

ここで1点お願いがあります。喫煙についてですが、館内は禁煙となっております。喫煙場所は1階玄関を出て右手となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして配付資料の確認をしたいと思います。配付資料一覧表を1枚目に入れておりますので、ご確認をお願いします。不足がございましたら、近くのスタッフまでお申し付けください。

次に、参加者の皆様をお願いいたします。本会議の参加にあたっては、受付でお配りしましたグラウンド・ルールの4ページ目に、「4. 1参加者」という項目がございますので、ご一読の上ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議後ホームページに公開するよう予定しております。どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事進行表に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず始めに、開会にあたりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷よりごあいさつ申し上げます。

2. 挨拶

○河川管理者

皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。吉野川の河川整備計画を策定するために流域の皆さんのご意見を聴く会ということで、今回この会場でやらさせていただきます。

吉野川の河川整備計画につきましては、実は素案を昨年の6月23日に発表しまして、この素案に対して丁寧に幅広くかつ公平に流域の多くの皆様方からご意見をいただくため、吉野川学識者会議、吉野川流域市町村長の意見を聴く会、そしてこの吉野川流域住民の意見を聴く会という会議をつくりまして、6月の末から9月の末にかけて11回開催しました。

また、この会議中を通じましてパブリックコメント、はがきとかインターネット、ファックス等で皆さんのご意見を聴くと、こういうことをやってきました。これらの機会を通じて、流域にお住まいの皆様から819件の、非常に数多くの、また貴重なご意見をいただきました。

四国地方整備局では、この皆様からいただいたご意見をもとに素案を修正しまして、このたび「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」という形で作成いたしました。この素案は昨年12月18日に公表し、あわせて「『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」という形で皆さんのご質問・ご意見に対しての整備局の考え方を整理して公表し、また第1回目にいただいたご意見に対して、2回目はこういう形でやりますよというようなことを公表させていただきました。吉野川水系の河川整備計画の策定にあたりましては、今後はこの修正素案をもとにしまして、質疑応答や意見交換を通じて再度皆様のご意見をお聴きし、いただいたご意見についてはできる限り計画に反映し、素案を修正していくという過程を繰り返し実施していきたいと考えております。

吉野川では、平成16年、17年と非常に大きな洪水とか濁水がございました。流域にお住まいの皆様方には非常に大きな影響を与えたと思います。今後、早期に吉野川水系の河川整備計画を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと、このように考えております。

本日は、この吉野川水系河川整備計画【修正素案】に対し、流域にお住まいの皆様方のそれぞれの立場での河川整備に対する具体的なご意見をお願いしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○司会

ありがとうございました。

3. 議事 (1)

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について

○司会

それでは、吉野川流域住民の意見を聴く会の進行について説明をさせていただきます。今回開催する吉野川流域住民の意見を聴く会は、公平で中立な立場から議事を進行することを目的としまして、会議の進行役を第1回吉野川流域住民の意見を聴く会と同様に特定非営利活動法人コモンズをお願いをしております。このような立場の方はファシリテータ

と呼ばれ、近年このような会議の進行役として多く導入されるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けてくださいました特定非営利活動法人コモンズの副代表である澤田さんより、吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明をいただきたいと思います。

それでは澤田さん、よろしく願いいたします。

○ファシリテータ

皆さんこんにちは。NPO法人コモンズの理事の澤田でございます。今日の進行を務めさせていただきますと思います。

皆さんの今日の資料の中に資料2というのがございます。今回の会のグラウンド・ルールでございます。この会の運営並びに進行のルールですね。私ども進行役のコモンズにつきましても、このグラウンド・ルールに基づきまして進行をさせていただきたいと思いません。

ちょうど資料2グラウンド・ルールの下にページがありますが、4ページ、5ページ、ここだけちょっと触れてみたいと思います。資料2グラウンド・ルール、4ページですね。ここに今日ご参加の皆さんの、参加者の方に見ていただきたいものがあります。「4. 1参加者」、皆さんですね。(1) ルールを守りましょうと、それから(2) 意見をぜひ言っていただきたいと、(3) は他の方の意見もぜひ聞いていただきたいと、(4) は進行秩序をみんなで作ろうということです。

この5ページ目に、私ども進行する立場のファシリテータの、ここのルール上のものがあります。「4. 2ファシリテータ」がございしますが、(1) が責任の範囲でございます。今回、この進行についての責任を持たせていただきたいと思いません。それから責務、私ども進行としても、このルールに基づいてルールを遵守して進行させていただこうと思いません。役割です、円滑に進行させていただきたいと思いません。ぜひ皆さんご協力をいただきたいと思いません。それからc、d、eですね、これは中立・独立でございます。それから公平に、普遍的に進行させていただきます。従いまして、eにありますように特定の方の意見の誘導は一切行いません。同時に、今日知り得た個人情報秘匿をしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今度は資料の中に青い色の資料がございします。青い紙ですね。この青い紙が実は2つありまして、これは私どもNPO法人コモンズが進行役として作成させていただいたものでございします。ホッチキスどめの資料と1枚の資料があります。

まず、ホッチキスどめの資料につきましては、1枚目、今日進行するコモンズがどうい
うところかというふうな内容の資料がございます。ぜひご一読いただきますよう、お願い
をしたいと思います。それから2枚目につきましては、今回進行にあたって私たちの立場
あるいは考え方を述べております。

そして、もう1枚ホッチキスでない方の紙がございます。吉野川流域住民、今日の会に
おける「匿名による意見表明について」ということでございます。今回、このグラウン
ド・ルールについては皆様方の方に匿名での意見表明の機会がここで書かれております。
今回の資料の中には意見表明の用紙が2つ入っておりまして、白い紙と青い紙があります。
白い紙は主催者側に渡してください。どうしても皆さん名前を書かずに意見表明、あるい
は今日の意見以外に書きたいという方につきましては、この紙で、コモンズ席はこちらに
なっておりますが、お帰りのときにこちらの方へお出しください。

ただし、実はこの紙にはお名前とか住所を書いていたくものが入っています。これ
については、一応私どもの方からいろいろお聴きした場合にお名前を伺ったり、それとか
連絡先を聴きたいということでございますのですが、しかしコモンズの方が責任を持って
国交省の方には匿名、秘匿ということを守っていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

澤田さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事はファシリテータにお願いいたします。本日のファシリテ
ータですが、コモンズのメンバーである喜多さんが務めていただけると伺っております。

それでは、喜多さんよろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

どうも皆さんこんにちは。今ご紹介いただきましたNPO法人コモンズの喜多と申しま
す。まず、本日の議事の進行について少しご説明したいと思いますので、お手元に資料1
議事進行表というのがあると思いますので、こちらをご覧くださいませでしょうか。

本日の会議なんですけど、一応1時開催で予定17時となっていて、この議事進行表で
いきますと、議事(1)進行について先ほど澤田さんがご説明申し上げまして、今議事(2)に
入ろうとしています。議事(2)の方では、吉野川水系河川整備計画策定の流れについて、
それから第1回流域住民の意見を聴く会の主な意見について、その意見に基づいた吉野川
水系河川整備計画【修正素案】について、事務局の方からまず説明をしていただきます。

その後、休憩を挟みまして、皆さん方の質問あるいは意見交換という形で、その内容についてご検討いただくというような流れになっております。

今17時までと申しあげましたけど、もう1枚、資料が変わりまして申しわけないんですが、この青いホッチキスとじの資料がございます。これの一番後ろのページ、「流域住民の意見を聴く会の進行について」というのがございます。こちらにございますように、今日の会議なんですけど最大1時間の延長を予定しています。これは事前にご案内をしていたと思いますけれども、1時間延長ですから最大で18時まで予定しているということですね。

意見交換の進め方なんですけれども、こちらにございますように、一応今回の整備計画の素案あるいは第1回の意見の取りまとめと、四国地方整備局の考え方についての資料なんです。これが治水、洪水とか堤防のお話ですとかダムのお話、治水のこと、それから水の利用に関する利水のこと、それから河川の環境の整備・保全、維持・管理、河川計画全般、その他全体というような形で、大きく6項目にわけて整理されていますので、その項目に従って進めていきたいというふうに考えています。

具体的に申し上げますと、治水・利水で最大1時間の時間を確保するということですね。それから同じように環境維持・管理で1時間、共通・その他で1時間と、それぞれ1時間ずつ、途中で質疑応答等が終わりましたら次のテーマに移っていきますけれども、一応1時間を目安にそれぞれ時間を確保した上で、一通り終わった後、時間が余りましたら、さらに言い足りなかったこと等について意見交換を深めていただくという予定になっておりますので、ご了解いただければと思います。

それでは早速ですけれども、議事(2)の方で、策定の流れ、第1回の意見、それからそれに基づく修正素案について事務局の方から説明していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

4. 議事(2)

- 1) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ
- 2) 第1回吉野川流域住民の意見を聴く会の主な意見について
- 3) 吉野川水系河川整備計画【修正素案】について

○河川管理者

皆さんこんにちは。私は吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、今回修正素案につきまして、主にこちらでいただいたご意見等といえますか、

上流の会場でいただいたご意見等をもとにして修正した、あるいはそれらについての整備局の考え方につきまして説明をさせていただきます。前に画面が3つございますけれども、お近くの見やすいところで見ただけであればというふうに思います。

ちょっと1枚開けてもらえますか。河川整備の基本方針と河川整備計画の特徴ということで、修正素案の中身に入る前に、少し枠組みにつきまして再度の説明ではございますけれども、ちょっと説明をさせていただきます。

今回、吉野川につきましては河川整備基本方針と河川整備計画というのがございまして、河川整備基本方針というのは全国的に国土のバランス、全国的なバランスなどを考えながら長期的な視点に立った基本方針の記述ということで、水系ごとに定めるものでございまして、吉野川につきましては吉野川水系で基本方針というのを一昨年に策定しました。これは個別の事業などを定めるのではなくて、整備の考え方、基本的な方針を定めるものでございます。この河川整備計画といいますのは、整備基本方針に沿いまして具体的な施設の整備内容を定めるものでございまして、これは区間ごとに定めるということになってございます。期間的には20年から30年の間で、今後整備すべき内容を記載していくという計画でございます。

次、お願いします。今回、この吉野川水系河川整備計画の策定の流れでございしますが、昨年の6月に修正案を提示いたしまして、その後、吉野川流域は4県にまたがって広いということと各地いろいろなご意見があるということで、ご意見を学識者ということで専門的な立場の方から伺うということ、あるいは住民の皆様からまたご意見を伺っていくということ、それと各市町村長さんからもご意見をいただくと、素案に対してこういう意見をいただいて、その意見をもとに素案を修正していくという作業をしております。昨年の6月から9月までに第1回目を終わりました、その後、素案の修正をし、今回また改めてご提示し、今度はまたもう一度、第2回でございまして、ご意見を伺ってまいるという段階でございます。これを繰り返してまいりたいというふうに考えております。

次、お願いします。ご意見の取りまとめの方法を若干説明させていただきますと、このように各会場でご意見を伺ったということと、会場に来られない方、インターネット等で、あるいははがきなどでご意見もいただきました。それが大体全部で819件ございまして、その意見につきましては昨年の11月24日に公表をさせていただいております。そのご意見を、重複した意見等ございますので、それらを整理しましてまとめ直しております。

まとめ方としましては分野を6分類、一応大きく分けさせていただきました。1つが河川

整備計画全般ということで、これは共通項目ということで整理させていただいております。次が洪水とか高潮による災害の発生の防止または軽減ということで、これは治水ということで整理させていただきました。河川水の適正な利用、これは利水。河川環境の整備と保全、これは環境という項目で整理させていただいております。維持・管理は管理。あと、その他ということで、その他もたくさんご意見いただきました。

そういった分類をしますと、138のテーマに整理させていただいております。整理させていただいて、それに対する整備局の考え方、あるいはその意見をもとに整備計画の素案を修正したということで、これについても昨年12月に公表をさせていただいているところでございます。

次、お願いします。もう1つ、ご意見の取りまとめ方法でございますが、これはお手元に配らせていただいております地方整備局の考え方という中でございます。その中には、こういうような書き方になっておりまして、皆さんからいただきましたご意見というのがこの欄に書いてございまして、これが全部で819件ございました。重複したものを左側の欄に要旨として整理させていただきまして、その要旨をまとめて、こうしたテーマということで書いております。これは共通の3項目というようなテーマで書いております。

こういうテーマ、ご意見に対しまして、この欄でございますが、ちょっといっぱい書いておって見づらいところもあるかもしれませんが、ちょっとご容赦いただきたいと思っておりますが、整備局の考え方として整理して提示させていただいております。その考え方に基きまして素案を修正した場合には、この欄にその内容を書いてございます。修正した場合には太字で修正部分をつけ加えたりしておりますし、外した部分、削除した部分については見え消しの線を入れております。皆様からいただきましたご意見がもう既に素案の中に入っているという場合には、文字の下に線を入れてお示ししてございます。

次、お願いします。その素案とか考え方につきましては、国土交通省整備局の各事務所、あるいは水資源機構の各事務所、各県、各市町村の役場等でご覧いただけるようになってございます。

次、お願いします。これから具体的なご意見に対する内容をご説明申し上げます。たくさんいろんなところでご意見を伺いましたけれども、特に上流の方でいただきました意見を中心にご説明を申し上げます。これは河川整備計画の見直しということでございますが、この右側のところにテーマ番号と素案のページというふうに書いてございます。このテーマ番号、共通-6というのは、お手元に配付させていただいております整備局の

考え方の左のところの上に書いている番号でございまして、その番号のところに合わせて書いているテーマというのがこれでございます。この素案ページというのは、この内容について素案のページに内容の記載があるということでご説明を申し上げます。

河川整備計画、今策定作業をしておりますけれども、その見直しについてのご意見がございました。見直しの時期を具体的に記しておくべきではないか、あるいは途中で見直しができるのかと、こういったご意見がございました。それにつきましては本文の方にも書かせていただいておりますけれども、流域の社会情勢等の大きな変化あるいは新たに課題が顕在化したということになれば、計画の変更を適切に行うというような文章を本文に記載してございます。

次、お願いします。これは森林についてでございますが、森林の現状と課題を入れるべきではないかという意見がございまして、特に森林につきましては管轄が違うので取り上げ方がちょっと難しいという前提でこういうご意見をいただきましたけれども、これについては私ども森林については重要であるというふうに考えておりまして、整備計画の素案に森林の現状という形でグラフあるいは文章を追加して記載させていただいてございます。

次、お願いします。あと、「森林に関する他機関との連携について」ということがありまして、林野庁とか農水省との連携を図りながら整備計画を立ててほしいとか、林野庁との連携とか砂防事業を実施する場合には森林整備について連絡調整できるような会議を広げてほしいとか、林野庁とかそういったところの他機関との連携というご意見をたくさんいただいております。

次、お願いします。これにつきましては、河川整備計画は河川法にのっとりまして策定するものでございますので、河川管理者が実施する内容を中に記載させていただいております。その内容に森林整備そのものは含まれてはおりません。しかしながら、このところに、これは素案の105ページでございますが、新たに「森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める」ということで、文章を修正追加するということにさせていただきました。

次、お願いします。これは「他機関との連携について」というふうに言われておりますが、吉野川の上流域で直轄の砂防事業を実施しております。その中では、治山事業との調整、こういうふうに砂防治山の連絡会議という形で、もう既に治山事業との連携といえますか連絡会議というものを開いて、情報交換を実施しているというようなこともございま

す。

次、お願いします。次は「森林による土砂の流出抑制について」ということがございました。ダムの濁水対策のために森林整備や崩壊対策に取り組むこと、土砂災害防止のために森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと等々の意見がございました。同じ国交省だから山地砂防は記載できるのではないかと、こういったご意見もございました。

次、お願いします。崩壊対策については皆様御存じだと思いますが、砂防事業というのを実施させていただいております。上流域で崩壊をして土砂が落ちてくると、それで川底に溜まって洪水がまたそこに来て溢れるというようなことで、上流に砂防堰堤などをつくって土砂を調節していくというようなこと、あるいは人家や公共施設のあるところで土石流等の対策に対して、こういう砂防堰堤などのハードな施設をつくっているというような事業を実施させていただいております。1つの例でございます。

次、お願いします。これは森林による土砂流出抑制ということで、山に、これは朝谷という大川村の早明浦ダムの上流でございますが、山腹工という形で植栽もして、これは2年後の状況でございますが、植栽も繁茂してきたと、こういう事業も実施してございます。

次、お願いします。それと、これは早明浦ダムでございますが、早明浦ダムの湖岸でございます。やっぱり裸地とかありましたので、湖岸に植栽工、植樹を実施しまして、今は10年繁茂したような状態になっていますけど、そこに雨が当たって濁水になるような土砂を落としたり、そういうことのないように安定的に山肌といいますか山腹を守るということで、こんな事業を、いわゆるグリーンベルト事業をいう言い方を私どもはさせていただいておりますけれども、そういう事業を実施して濁水の発生を抑制しておるということもやっております。

次、お願いします。これは再度の話になりますけれども、先ほど説明したように「土砂流出の防備機能の保全が図られるよう」というふうに書いてございますが、各機関との連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

次、お願いします。ダムの洪水調節についてもいろいろご意見等をいただきました。ダム下流域の降雨や支川の流出量、浸水被害を考慮した早明浦ダムの操作をしてほしい、アメダスなどの情報を活用することで事前放流が可能になるのではないかと、弾力的な管理運用をもっとできるようにというご意見、いろいろご意見はございますけれども、主な意見ということで整理をさせていただいております。

次、お願いします。これが早明浦ダムの洪水調節の図でございます、上の図が基本的

な操作のルールを示してございます。縦が流量でございまして、横が時間になっております。洪水が起きて、だんだんだムへの流入量が増えてまいります。あるときピークが出て、それからまた次第に下がっていくと。これに対しまして、基本的には $800\text{m}^3/\text{s}$ から流入量の一部を貯め込み始めまして、大体ピークの流入量を見て、そのときの放流量をずっと維持するという事で、ちょうどこの赤と緑の間の流量をダムに貯め込むというような操作をしております。そのために早明浦ダムには、洪水調節のために洪水期には $9,000\text{万m}^3$ の洪水調節のための容量を常に空けた状態にしております。

この下の図が、実際平成16年はいろいろ洪水がたくさん来まして、それに対して実際どういう操作をしたかというのを示してございます。当時は10月20日の朝方から早明浦ダムへの流入がどんどん増え出しまして、大体12時頃にピークが来まして、それから次第に下がっていったわけでございます。それに対しまして放流量はこういうふうにやりまして、流入量よりも小さい流量を放流し、この差を貯めていったということでございまして、通常であれば流入量のピークのときに放流量は横に一定で放流すると、こういうふうにはピークが来ると横に一定で放流するという操作をして、大体この部分を貯め込むということになります。今回はいろいろな条件が重なりまして、この時点でダムの残っている容量、それと雨の状況、それと沖合にまだ台風が来ているかどうか、いろんなことを確認して、総合的な判断のもとに放流量を絞った操作をしております。実際はこの緑の線で放流をいたしましたので、この部分も貯め込んだということでございます。こういうことによりまして、放流量を抑え込むことによって、浸水による被害を少しでも軽減するというような操作を実施いたしました。

次、お願いいたします。洪水が来るんだったら、事前にダムにある水を放流して、大きくポケットをとっておけばいいじゃないかというご意見もございまして、これは通常であれば、これがダムの堰堤と、ちょっと仮定して見てもらったらいいんですが、そこには洪水調節のための容量がありまして、これは常に空いた状態、空っぽになった状態になっております。利水容量で、これは上水、工水、農水等に使われる量ですね。満杯であれば大体ここまで水位があるということです。これより上に上がるということはありません。その下に堆砂容量ということで土砂が入ってきますので、それをあらかじめ貯めておくための容量を設定しております。

事前放流ということになりますと、この $9,000\text{万m}^3$ は常に空いておりますから、それをさらに貯まっている水をほうってポケットを確保するということになりますので、逆にこ

れを放るということは、今度は回復させるということが重要になってまいります。逆に、これが回復しなければ、今度はまたいろいろ渇水等の社会的な問題になってくるということがありますので。そういったことから、当然また放流する場合には利水の関係者のご了解をいただくということにもなりますし、なかなかすぐ対応というのは難しく、慎重に対応する必要があるというふうに考えております。

次、お願いします。これは早明浦ダムの正面から見た写真でございますが、ここに洪水を放流するためのゲートが6門ございまして、その6門の下には、この下の高さが325mでございます。これから下に水位が来てもなかなか有効にその容量を使うことができないというような施設になっております。この分を下げても十分な洪水調節効果を発揮することがなかなか難しいダムでございます。

次、お願いします。事前放流をするということになりますと、雨の予測が重要になってまいります。雨の予測は従来に比べて相当よくなったというふうに思いますけれども、まだなかなか、じゃあ何mm降るのかといったときには予測が難しいのが実態でございます。

ちょっとこれは参考までに説明させていただきますと、台風の進路と実際の降雨でございます。左側のこの図が一昨年の14号の台風でございます。これはちょうど九州の北部をかすめて日本海に抜けた台風でございます。大体950hPaぐらいの、九州の近くにおるときはこのぐらいの勢力でございました。これは昨年の13号の台風でございます。これも大体九州の北部を通過して日本海へ抜ける、勢力も940hPaぐらいでございました。降った雨はといいますと、実際平成17年の14号というのは700mm近い雨が降っておりますが、昨年は180mmちょっとの雨ということで、これが雨のグラフでございますけれども、なかなかやはり同じコース、同じ勢力でも、いろいろな条件があるんだろうと思いますけれども、降雨の予測というのは難しいというのが現状ではないかというふうに思っております。

次、お願いします。これも同じような図でございます。これは降雨の予測ですけれども、昨年7月の台風でございますが、予測は24時間で130mmぐらい出ていましたけれども、実際は30mm足らずしか降らなかったということで、なかなか降雨予測も難しいということをご理解はいただきたいというふうに思います。

次、お願いします。そういうことで、事前放流そのものについてはそういったことで慎重に対応する必要があるのではないかというふうに思っておりますが、今度は早明浦ダムの改良についてご意見をいただいております。早明浦ダムを事前放流が可能な施設に改善してほしい、早明浦ダムの洪水調節機能を大きくしたら下流域はどうなるのか、こういっ

たご意見をお伺いしました。

次、お願いします。これは縦が流量でございまして、この長い方が大きい洪水でございました。この青いグラフが早明浦ダムへの流入量でございまして、今まで一番大きかったのがやっぱり昭和50年の台風5号でございまして。これは7,000m³/sを上回るような早明浦ダムへの流入量がございました。次いで平成17年の台風14号でございまして。あとは昭和51年の台風17号、今までは計画は4,700m³/sの計画を想定しておりますけれども、それを超える洪水が実際発生していると。それに対して放流量も、計画では2,000m³/sでございましてけれども、それを上回る放流が2回ほどあったということでございまして。ただ、放流量と流入量の差を見ていただきますと、基本的には青い流入量を上回る放流はしていないということはわかっていただけるかと思いますが、こういう計画以上の洪水が発生しております。

次、お願いします。「早明浦ダムの改良について」でございまして、基本的には洪水調節容量というのがあります。これはイメージでございまして、中が詰まっておるとかそういう状況ではございません。イメージとしてご説明申し上げます。その洪水調節容量を増量するというようなことを考えております。

次、お願いします。洪水調節容量を増量したとしても、先ほどご説明申し上げましたが、6門の放流ゲートがございまして、洪水調節容量を増やして、その容量を有効に洪水調節に活用すると。そのためには、やはり放流設備の改築と申しますか、それが必要になってくるというふうに考えております。低標高部での放流施設の改築というのを本文の中にも記載させていただいてございまして。

次、お願いします。これは、ちょっとお隣の柳瀬ダムという銅山川のダムでございまして、ここでも柳瀬ダムの放流設備の新設をお願いしたいということで、放流設備の新設を行うとあるけれども洪水調節に関係するものかというようなご意見をいただきました。

次、お願いします。柳瀬のダムも、これは昭和29年にできた古いダムでございまして、ゲートが4門ありまして、やはりこの下の段階では洪水を吐くことが、放流することがなかなかできないということで、放流設備の新設を計画してございまして。

次、お願いします。これも低標高部に放流設備を新設するというので、まだ今計画中でございまして。

次、お願いします。次に渇水対策でございまして、近年渇水被害が頻発しており、具体的な渇水対策を記載してほしい、吉野川水系全体の利水や流水の正常な機能の維持、ダム

の役割についてもっと情報を公開し、わかりやすく説明してほしい、こういうようなご意見をいただいております。

これにつきましては、こういうふうに濁水になりますと、関係機関が集まって節水について協議して、決定していくというような会議をやっております。なお、今後の具体的な濁水対策については、総合的な検討をしていくというふうに本文にも記載させていただいております。また、ダムに関する情報につきましては、これは吉野川ダム統合管理事務所のホームページにもあります。それと水資源機構と、そういったところのホームページを見ていただければ、情報はできるだけ公開させていただいております。

次、お願いします。次に、早明浦ダムの濁水についてご意見をいただいております。濁水につきましては、早明浦ダム直下流と下流域の被害状況を把握する必要があると、水質基準は満たしているけれども下流では悪臭のする水が流れていると、濁水の原因について教えてほしいということ、それと地すべりやそれに伴う濁水が現実には発生しているので保全してほしいというようなことでございました。

次、お願いします。濁水につきましては原因をちょっと簡単にここに書いてございますが、山の状態が三波川変成帯ということで非常にもろい地質でございますので、山腹崩壊とか地すべりが発生しやすいというところでございます。そこに雨が降り洪水が発生しますと、高濁度で流出土砂がダムに流れ込んでくるということでございます。その他にも、こういうふうに湖岸の状況が裸地でございますので、ここに水が当たると濁水が発生しているというような状況。また、その濁水の粒子が小さいものですからなかなか沈降しないということで、こういうふうに濁水を抱え込んだというような状況になっております。

次、お願いします。それにつきましては、濁水の現状についてということで、実態を把握するというので濁度の観測所を設けております。早明浦ダムのところの下流にも設けておりますし、今後大豊町の方にも水資源機構の方で観測所を設置するというので、今建設中というふうに聞いてございます。そういったところで、実態についても状況監視をしていきたいというふうに思っております。

次、お願いします。早明浦ダムに起因した濁水問題に対して抜本的な対策を講じてほしい、濁水時の濁水対策として導水バイパスをつくってほしいと、こういうご意見をお伺いしました。

次、お願いします。昭和50年から運用を開始しまして、昭和、平成と、こういうふうの流れてきておりますが、その間、学識者等も入れましたこういう研究会、検討会をつくり

まして対策についていろいろ議論検討をしまいいっております。その中で、濁水対策として提言を受けてやってきたというような内容につきましては、昭和54年から直轄で砂防事業を上流の方で実施しております。それと、ダム湖の湖岸近くの裸地のグリーンベルト事業ということで植栽事業なども実施してきております。それと、選択取水設備の運用ということで、高濁度放流とかで協力いただきながら、そういうことも実施させていただいております。それと、早明浦ダムのダム湖内に溜まった底泥・土砂、これについても、確か平成13年頃だったと思いますけれども、それから搬出するようなことの事業も実施しております。そういった事業をいろいろ組み合わせながら実施してきております。

次、お願いします。今後も、そういった事業、必要な事業については継続して実施していきたいと思っております。これは早明浦ダムの濁水対策の1つの例といたしますか、イメージでございますが、今は放流設備はこの6門のゲートから放流します。洪水時は濁水がダムに入ってきて、大体その流入水の水温と湖の水温と、大体同じようなところに入ってくるんですけども、ちょうどこういうように入ってきて、放流設備が上の方にあるために、ここでまた吸い上げて出してしまうということで、貯水池が濁りやすいのではないかとこのように考えております。それで、ここに、低いところに放流設備を設ければ洪水の濁水を早目に吐く、放流できるのではないかとこのように考えておまして、そういった効果があるのではないかとこのように学識者の方からもご提言をいただいております。

次、お願いします。これは導水バイパスというご意見がございましたので、それについてちょっとご説明申し上げますと、これはダム湖、ダムの湖というふうに思ってもらいまして、これはダムがあって、そのままダムの濁水を吐いていくということになりますから、こうなります。導水バイパスは、この上流から、こういうふうにダムを迂回して出すバイパスでございますが、通常であればこの導水するバイパスの流量が大きければ効果は期待できますが、早明浦ダムの場合は導水バイパス、濁水になりますと流入量が相当減ってまいります。そのために、ダムから下流の必要水量を放流するということになりますと、ダムの水を相当放流しないとイケないということで、下流で混ざるとこのようになります。そうなりますと、導水バイパスそのものの効果は薄いのではないかとこのように考えております。

次、お願いします。これは早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業についてということで、水質の保全に役に立たない樹種が選ばれているのではないかと、成長して見通しが

悪くなっているとかいうようなご意見を伺っております。

次、お願いします。これは先ほどの図でございますが、湖岸の裸地のところを植栽して木が生えてきておるという状況でございます、木の種類はいろんな種類を、樹種も見直しております。見直しておって、今はこういうような樹種で植栽しております、こういうふうに植栽したものが繁茂して岸を覆っているということでございます。

次、お願いします。次に、早明浦ダム周辺の環境整備についてということでご意見をいただきました。昔のように地域の者がこぞって楽しめる吉野川に少しでも戻るような事業をお願いしたいと、環境を整えば渡り鳥が営巣するので環境の整備には特に力を入れてほしいというようなご意見をいただいております。

吉野川につきましては、ダム周辺につきましては、今ダム周辺の環境整備事業ということで事業も私の方でやっております。下流の区間につきましては管理者がございまして、そういった管理者にもこういう内容をお伝えして、働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

次、お願いします。それと、ダムの周辺では植物とか昆虫とか鳥類の調査、いわゆる河川水辺の国勢調査というのをやっております、大体5年とか10年サイクルで実施しております。こういった成果をダムの管理に生かしていきたいというふうに考えてございます。

次、お願いします。これは水源地域ビジョンということで、ご意見が銅山川筋の方で主に意見をいただきまして、水源地域ビジョンとの連携、協力体制で臨んでくれと、その情報はホームページで見ればわかるのかと、こういうようなご意見をいただいております。

次、お願いします。水源地域ビジョンというのは、地元の活性化のための行動計画ということで、ダムの管理者、自治体、住民の方と一緒になつてつくりました。今後、こういうことをしていこうじゃないかということでつくりまして、今後はこれを推進するための、どう推進していくかというのが課題でございますので、また関係機関の方と調整をさせていただいて推進してまいりたいというふうに考えております。

次、お願いします。また、これはホームページでございますが、こういったところでもビジョンの内容は見るができるというふうになってございます。

次、お願いします。これは、ダムの管理運営はどこが管理しているのか、また管理規程は公表されているのかというようなご意見を伺いました。

次、お願いします。管理規程そのものは公表されております。それと、ダムの管理につきましては、吉野川には池田ダムを含めてダムが5つございまして、国の方の直轄で管理

しているのは柳瀬ダム、その他の早明浦ダム、池田ダム、富郷ダム、新宮ダムと、これは水資源機構の方で管理をさせていただいております。通常であれば各ダムでそれぞれ操作等は実施しますが、非常時といいますか、それ以外の操作をする場合にはダムの統合管理事務所と水資源機構の方で情報を共有しながら、統合管理事務所の方からある一定の指示をして操作をするというようなこともございます。

次、お願いします。これは具体的な話がございまして、早明浦ダムにおける護岸補修というのがあります。早明浦ダムのダム湖に流入しておる瀬戸川で護岸対策と山崩れ防止対策を講じてくれというのとか、あるいは吉田橋下流の護岸が老朽化しておるので早期に点検して整備をしてくれと、こういうようなご意見もいただきました。

次、お願いします。これは瀬戸川上流の護岸の状況でございます。一応護岸につきましては、平成14年の出水により護岸が崩壊したということで、平成16年から平成18年にかけて水資源機構の方で復旧をしております。また、この周辺につきましては、状況を見ながら地元の自治体さん等と協議をしてみたいというふうに思っております。また、里道とかいうのがありますけれども、これにつきましては水資源機構の用地の外になります。それと、仮橋は工事で設置したものですから、地元の自治体の方の要望で残したということもありまして、これの取り扱いについても今後地元の自治体の方と協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。それと、先ほどの早明浦ダムの下流の護岸でございますが、直轄管理区間の護岸につきましては点検をして、必要があれば補修を実施したいというふうに考えております。

次、お願いします。ダムの補修、補強というご意見を伺いました。早明浦ダムはもう既に40年が経過しているもので、補修や補強による延命対策をやらんのかというようなご意見でございました。これにつきましては、ダムは点検基準がございまして、点検基準に基づいて点検をしております。例えばこれは漏水量の調査であります。ダムの中の監査路というところでトンネルがありまして、そういったところで測定もしておりますし、またゲートがさびているような状況になれば、さびを落として塗装の塗りかえとかそういったところ、あといろいろな機器の更新なんかも実施しておるところでございます。

次、お願いします。これはダムの堆砂でございます。ダムの堆砂が進んでダムの洪水調節効果が減少しているのではないかと、あるいはダムの堆砂の経年変化で、いつとき下がっている年があるんですけれども、その理由を教えてほしいという意見でございました。

次、お願いします。ちょうどこの部分ですね。洪水調節の容量があつて、利水があつて、

一番底に堆砂容量というのを想定して容量を設けております。各ダムでは、この堆砂容量を確保していますので、柳瀬ダムを除いては一応堆砂容量以内ということで、特段の問題が生じているということではございません。

次、お願いします。これは、そういったところで特に柳瀬ダムは堆砂が進んでいますので、平成の年代の最初の段階から、こういう堆砂を外に持ち出しているというような事業を実施しております。その堆砂については有効活用するということで農地の客土に持って行っております。あれは四国中央市の方になりますけれども、そこで農地の客土に利用していただいております。特に里芋、芋関係の収品率が上がったというような話はお聞きしております。

次、お願いします。これはダムの堆砂の利活用ということで、柳瀬ダムの堆砂を利用した芋は評判も良いため、継続利用をお願いしたいということ、ダムの堆砂を道路線形改良に利用することができるかどうか教えてほしいということですね。有効利用についての手続を教えてほしいと、こういったご意見をいただきました。

次、お願いします。有効利用ということで、土砂を運搬して仮置きをして、そこに個人の農家の方が取りに来て、こうやっていると。収品率が、粒が揃ったというふうなことをお聞きしております。

次、お願いします。これは「その他」になりますが、素案の内容そのものではないんですけれども、高知県の管理区間の直轄化要望についてというものがございました。今回の整備計画では、国土交通省の整備局が定めるもので一応直轄管理区間を対象にしてございます。それについて、早明浦ダム下流の指定区間を直轄管理区間に入れるべきではないか、ダムの設置者として国が果たす役割、責任、これを果たしていくということを明確にするべきだと、上流域を直轄管理区間に加えるとの地元の要望を本省に本当に伝えられるのかと、いろいろな意見を前回の意見を聴く会の中でお伺いいたしました。

次、お願いします。これにつきましては、直轄管理区間への直轄化要望ということでございましたが、いろいろな直轄管理区間への編入には条件がございまして、今のところ、早明浦ダム下流の指定区間の直轄管理区間への編入そのものは難しいのではないかとこのように考えております。ただ、高知県の管理区間になりますので、高知県の方では今後早明浦ダム下流の指定区間につきまして、河川整備計画の策定に向けて取り組む予定というふうにお伺いをしているところでございます。

次、お願いします。これは第2回、いろんな会場でお伺いしたご意見を簡単ではござい

ますけれどもちよつとご説明させていただきますと、これは学識者会議で言われた意見でございますが、森林と川の水との関わりについてももう少し正確な表現をしてくれとか、多様な産業との関係をももう少し詳しくとか、治水・利水関係で設置されている委員会や協議会を景観についても設置するのが望ましいとか、こんな意見がありました。

次、お願いします。これは住民の方からご意見をいただいたところで、吉野川市の会場で言われたご意見でございますが、森林についてももう少し進めてほしい、内水対策の話ですね、あと環境について目標設定など大きなところの意見反映ができていないということで、各会場の意見はそれぞれの地域の特徴が出ておるので十分に反映してほしいという意見が出ました。

次、お願いします。徳島市の会場でございますけれども、これは堤防の話でございます。これも、想定外の洪水に対して土地利用のあり方など河川以外の分野への提案が必要というふうに言われました。吉野川は、汽水域、河口の部分ですけども、そういうデータをつくって保全目標を盛り込んでいただきたいというようなことでもございました。

次、お願いします。これは上流域での市町村長さんから伺った意見でございます。直轄管理区間以外の対策については、考え方として管理権限がどこにあっても一体的にみんなが協力して解決するというのを整備計画に反映させることが必要であると、県との連携を持って等しく安全を確保させる形で対策を進めていくことを整備計画の中に入れていただきたいと、ダム湛水池やダム下流には濁水の問題がある、ダムの水面からのり面は植栽が行われているが、通常の水面以下のり面は裸地となって土砂が年々侵食されており、その対策をお願いしたいというご意見をお伺いしました。

次、お願いします。これは中流域で市町村長さんからいただいたご意見でございます。計画ですべて完成ということはありませんので、速やかに計画をまとめて1日も早く無堤を解消してくれと、5年、10年単位の中期的な目標をとというふうなお話がありました。環境に配慮しなければならないのはわかるけれども、まず治水を優先と、あるいは洪水時の情報は確実なものを早い時期にくれということでございました。

次、お願いします。これは、みよし市の会場で住民の方々からいただいたご意見でございます。河川の改修のやり方でございまして、掘削により川を広くし水位の盛り上がりをお少なくしてくれと、あるいは現在の環境についてデータを示してそれを保全してほしいと、人と竹林の共生ということとテーマに、この状況を一生懸命考えて取り組んでほしいと、今生活が脅かされるような状況の人もいるので、この整備計画は実行されなければ何にも

ならないという意見でございました。

次、お願いします。これは徳島市の会場で住民の方から言われた意見でございます。抜本的な第十堰のあり方ということでございます。この整備計画について出てきた意見をまとめるのは国土交通省の仕事と、決められたルールどおりこの会議を進めてくれというような意見でございました。それと、堤防の決め方についてのご意見がございました。あと、水質の観点から廃棄物の対策についての考え方を教えてくれというようなご意見もいただいております。

次、お願いします。これも下流の北島町ですけども、これも堤防の早期整備の要望ということで、異常気象が生じた場合に堤防が耐えられるのかということ、あるいはごみの不法投棄についてのご意見でございました。

次、お願いします。これは市町村長さんの下流域でのご意見でございます。予算枠を拡大してやるべきことはやる必要があるというようなことですね。わかりやすい防災用語の定義を定着させてくれということでございました。30年計画の中で、10年、15年以内の計画をつくってくれというような意見、堤防の早期整備のご意見、こういったご意見をお伺いしております。

次、お願いします。以上で、省略していて申しわけございませんでしたけれども、ご意見、特に上流域でいただいたご意見を中心に考え方についてご説明させていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

○ファシリテータ

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから10分ほど休憩をとりまして、あちらの時計で2時5分ですので、2時15分から再開したいと思います。

〔午後 2時 5分 休憩〕

〔午後 2時15分 再開〕

5. 議事 (3)

1) 質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは再開したいと思います。まず、意見交換・質疑応答に入る前に、少し会のルールについて皆さんにご協力をお願いしたいと思いますので、ご確認をしていただきたいと思います。青いホチキスとじの紙がございます。これの1枚、2枚、開いていただいて、

「吉野川流域住民の意見を聴く会」参加者の皆さんへのお願い」というのがございます。参加する上で5点ほどお願いしたいことがございますのでご確認ください。

まず、1点目ですけれども、年齢・仕事・性別を問わず参加者の皆さんは平等、同じ立場でこの会に参加していただいているということです。それから2点目ですが、わかりやすい言葉でご自身の意見・質問をしていただきたいということ。3点目なんですけれども、本日たくさんの方にお集まりいただいています。いろんな考えの方がいらっしゃると思いますけれども、他の参加者の意見を尊重してよく聞いていただきたいということと、もし仮にご自身の意見と違っていてもそれは否定しないでいただきたいということです。4点目、本日は河川整備計画について皆さんの意見をお聴きする会ということで、そのテーマにのっとった発言をお願いしたいということでございます。5点目、前向きな気持ちで会の進行にご協力をお願いしたいということです。

これから発言していただきますけれども、発言の際に3点ほどお願いがございます。まず、発言される場合には挙手をしてください。こちらの方からご指名をいたしますので、その時点でお名前、名字で結構です、それから居住地、これは町村名までで結構です、それをおっしゃっていただいてから本題に入っていただきたいということ。それから3点目です。速記録等記録をとっておりますのでマイクを使って発言をしていただきたいということと、どなたが発言されているかわかるように、申しわけないんですが、発言する際には起立をお願いしたいというふうに思います。

それから、その裏側をちょっと見ていただきたいんですが、これは先ほども申し上げました。一応形としては治水・利水でまず1時間、それから環境・維持管理に関して1時間、共通・その他で1時間というような時間設定をしております。ただ、進行上そこら辺は柔軟に進めていきたいと思いますが、一応テーマを設定した上での意見交換をお願いしたいということでございます。

では、早速ですけれども、まず治水とか利水についてご意見・ご質問を賜りたいんですが、その前に、前置きが長くなって申しわけないんですけれども、この「吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について」というひもとじの分厚い資料がございます。これを少し見ていただきたいんですが、こちらの、2枚目めくっていただきまして5ページ目になろうかと思っておりますけれども、横書きでちょっと字が小さいんですけれども、こういった表がございます。

この表で、一応皆さん方が1回目の意見を聴く会で発言された内容について整理されて

おりまして、まず治水の関連ですね。これが5ページ目の右側の表になっていますけれども、河川整備の目標流量ですとか洪水について、堤防、竹林、高潮、津波、それから内水ですね、それからダム洪水調整とかダムの改良について、これらが治水関連のテーマになっています。

次のページをめくっていただきますと、③で河川水の適正な利用ということで流出量とか川の流量、濁水対策、用水とかというようなことが治水2のテーマとして挙がっております。これらに関連するところから、よろしければ始めていきたいと思っております。1時間を確保ということですので、今2時20分になりますので、3時20分まで治水と治水関連のご質問・ご意見から賜りたいと思っております。どなたでも結構ですので挙手の上発言いただければと思っておりますけれども。

どうぞ。

○参加者（Aさん）

大豊町Aです。第1回目のときに私は質問をしましたが、その3点質問した中で2点が抜けてますので、それについてご質問します。まず第1点は、この中流域は県の管轄であると、ゆえに建設省はしないということでしたが、そのときに私は、第2回、第3回目には県の方と話し合いをして、県もここへ来てもらいたいと言ったんですが、まずその第1点を、来てるか来てないか、また来てないならどういう理由であるかということを知りたいと思っております。

それからもう1点、主な支流には水位計と雨量計をつけて、放水の際にはそれを参考として下流の調節をしていただきたいということを申し上げましたが、そのことも入っておりません。これはどういう理由で入ってないのか、それも知りたいと思っております。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。2点のご質問で、県管理区間について県を交えた検討をということをお願いしたはずで、まず県の方が今日来られているのかどうか。2点目については、支流に水位計、雨量計をつけてダム放水時の参考にしようというご提案があったと思っておりますが、その点についてどうのお考えかということです。事務局、お願いします。

○河川管理者

高知県河川防災課の課長の長谷部といいます。よろしくお願いたします。先ほどの、直轄化ということだと思っておりますが、これにつきましては、平成18年9月28日の高知県会

議会で西岡県会議員の質問に対して県の方から答弁しております。

この答弁の内容につきましては、問いについては、国が直接管理する区間への編入に向けた行動をとるべきではないかという質問がございました。この中で土木部長の答弁につきましては、このことについては地方分権の流れから国の関与をできるだけ少なくし、みずからの考えで決定することにより個性豊かな社会を形成しようとしておるということと、こうしたことから河川の管理においても県が管理する区間を国の管理区間に編入することは地方分権の流れに逆行しますので、県が国に対して働きかけることはふさわしくないというふうに考えているということと、最後に、今後も吉野川の管理については地元の要望をお聞きしながら適正に行っていくという答弁をしております。

以上でございます。

○ファシリテータ

ご質問は、高知県の方が来られているかということだったんですが、もう少し踏み込んだ回答がございまして。

○参加者（Aさん）

ちょっと待ってください。県の方が来てるか来てないかを言うてないじゃないですか、今。

○ファシリテータ

Aさんのご質問は高知県の方が来られているかというご質問だったので、こちらにいらっしゃるということですね。

○河川管理者

はい。高知河川防災課長の長谷部でございます。

○ファシリテータ

県の方は来られているということです。とりあえず2点目の質問に対してお答えをいただければと思いますけれども。

○河川管理者

さっき説明させていただきました吉野川ダム統管所長の岡崎でございます。前回いただきましたご意見につきましては、「考え方」の49ページの中で書かせていただいております。その回答がないのではないかとということでございますが、その考え方につきましては、先ほど説明の中でも少し触れさせていただきましたけれども、ダムの放流につきましては、流入量の範囲内で放流量を絞って操作をし、下流の浸水被害を防止するという基本

的な操作を説明させていただきましたのとあわせて、台風23号のときの事例をご説明申し上げまして、そのときにはダムの放流量を規則以上に、規則以上といいますか通常のルール以上に放流量を絞って、下流の浸水の被害軽減のための操作を実施しております。

それはいつもできることではなくて、総合的な判断の中でそういった操作もやらせていただいております。先ほど、雨量観測所、水位観測所の話も言われましたけれども、確かに前回の会議でもご質問いただきまして、支川筋には立川川、穴内川、雨量あるいは支川の水位観測所、あるいは本川筋にも水位の観測所は設置してございます。それにつきましては、基本的には流出量を見ながら下流のダムにおいて流出量を予測するために上流に観測所を設けて水位を観測していると。早明浦ダムも同様に早明浦ダムの上流に雨量観測所を設け、水位観測所も設置しているというようなことで、そういった観測所というのは、その下流のダムの管理のために基本的に設置をしておるのが実態でございます。

操作につきましては、台風23号のような操作も実績としては操作を実施したというようなこともございます。ただ、これはいつもいつもできるというものではございませんが、そのようなところでご理解いただきたいというふうに思います。

○ファシリテータ

Aさんのご質問は、新たに水位計とか雨量計を設置してダムの放流時の参考にする考えはないかという点だったと思いますが、今のお答えでよろしいですか。

○参加者（Aさん）

その雨量計、水位計を第1回的时候に立川川の上流に雨量計と、それから南小川の下流に水位計をつけていると、この2点は聞きました。それから、吉野川本体につけているということはそのときは聞きませんでしたよ。雨量計と水位計というものは2つつけて意味があるものであって、やはり立川川にも南小川にも、また穴内川にも。そういうような多量に雨が降ったときに上からまた多量に水を流すと一段と被害が出ます。事実、立川川にしてもものすごく河口では被害が出まして、畑も何も流れたと、ハウスまでぶち壊れたということもありました。それをちょっとでも食いとめるためにはそういうような方法も操作もしていただきたいと今質問したんですが、そのことについては、私は答えてもらったと思いません。

○ファシリテータ

十分なお答えではないということなんですけれども、いかがでしょうか。

○河川管理者

観測所は、立川川・穴内川合流点に水位観測所、上流に雨量の観測所は実際はございません。それは下流の池田ダムの管理に必要な施設ということで基本的には設置したものでございまして、ただ、今おっしゃったように下流を見て操作ができないかというご質問でございしますが、それにつきましては、台風23号のような操作の実績はありますけれども、いつもいつも、状況状況によってできるものではないということと、ダムの効果というのは下流全区間に及ぶものだというふうに考えておりますので、ダムの操作そのものは800m³/sから洪水の一部を溜めてまいりますので、中小規模の洪水から大規模の洪水まで効果があるような操作をするようなルールになっておりますので、そういったルールにのっとって今後とも適正にやらせていただきたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

ルールに基づいたダムの管理というお答えなんですけれども、よろしいですか。

○参加者（Aさん）

私ばかり時間とっていかんから進めてください。

○ファシリテータ

では、他の方。はい、どうぞ。

○参加者（Bさん）

本山のBでございます。今日の意見を聴く会ということで本当にありがとうございます。そんな中に、本山町は早明浦ダムの直下で今までに大きな被害を受けておった中でも、この中に聴く会ができてないということは非常に残念に思っておるところでございしますが、本山町で聴く会を開く予定があるのか、その辺のお答えを願いたいと思います。

○ファシリテータ

本山町でこういった会を開く予定があるかどうか、その予定についてということなんです、いかがでしょうか。

○河川管理者

この会の会場についてですけれども、基本的にはこの会の会場というのは地元の方の意見を伺うということで流域内のいろいろな箇所で行っております。前回確か土佐の方で行ったと思いますけれども、今回はここでやったということです。会場の設定に関してはいろいろ、会場を手配するとかどこがあるかということも加味しつつ行っておりますので、この会、次回もやりますけれども、まだ今の段階で、どこで、本山でできるかということまでは言えないですけれども、今後会場を考える中でいろいろ検討していきたいと思って

おりますので、よろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。

○参加者（Bさん）

それでは、本山町が希望したら本山町でやっていただけるということで理解をしてよろしゅうございますか。

○ファシリテータ

今のご質問いかがでしょうか。

○河川管理者

会場の都合とかもございますし、実際、上流域に幾つか市長村がありますので、この場ですぐ本山でできるとはなかなかお答えできないので、申しわけないですけどもご理解いただければと思います。

○参加者（Bさん）

それはちょっと責任があるのではなかろうかと。本山町は、建設当時もまた建設後も絶対に迷惑はかけないということで建設省と合意をしてダムをつくったというように聞いておるところでございますけれども、昭和50年、51年のある台風で直下の一集落は移転を余儀なくされたということはお案内のとおりであろうかと思ひますし、下流域の右岸・左岸はほとんど崩壊をしてコンクリートの壁になってしまっておる。そしていまだ両岸は崩壊をしているところがだんだんありますけれども、建設省がやるのか県がやるのかというようなことで責任逃れをしておるということで、非常に遺憾に思っておるところでございます。

そうした面も考慮していただきたいし、ダムがないときには両岸にすばらしい砂地があつて子供も川で遊んでおつた。そういうところが今は濁りで石も真っ黒になっておる。その石も本当は白に戻してもらいたいというのが我々本町の住民の考えでありますし、また、魚もいろいろおりましたけれども、その魚もほとんどおらなくなったような状態でございます。そうした中で、責任逃れでやっているということは、我々被害を受けておる直下の住民といたしましては残念でたまりませんが、その点をご配慮願いたいというように思っておるところでございます。

以上でございます。

○ファシリテータ

地元の状況等を勘案して、直接本山の方が会場に来やすくて、意見を言うためには本山中で開催していただきたいというご要望だと思いますので、その点、事務局の方でまた検討していただければと思います。

よろしいでしょうか。どうぞ。済みません。こちらの方が先だったので。

○参加者（Cさん）

私、大豊町のCと申します。昨年度の会でダムの被害によるハウスの災害とか資料を請求させていただきまして質問をしましたら、大豊町と本山町の方は県の管理下であり、国の方では管理下ではないということで、今回Aさんが申しあげましたように、県の方も出ていただいておりますが、その間に国と県とのどのような話の会合の場所があり、今後どのような河川の対策をしていくとかいうのは、国と県との中で話し合いがあったかということがまず第1点と。

先日、1月22日に各市長村長の会があったと思うんですけど、その中での意見をまとめて上げたときの要望に対して国の考え方がどのような考え方であったか、そして今日の吉野川上流域の住民意見がどこまで反映されるかのご返答をいただきたいです。

○ファシリテータ

はい、わかりました。ご質問は2点ですね。本山町、大豊町、県管理区間について国交省と高知県との間でどのような話し合いがあったのか、あるいはどういった方向性を検討されているのか説明をしてほしいという点。それから2点目は、この会のプロセスのお話というふうにとらえてもいいのかもしれませんが、市町村長の上流域での会に出てきた要望に対してどういうふうに現時点で事務局の方は考えられているのか、それからこの会で皆さんからいただいた意見というのがどういう形で整備計画に反映されるのか、その道筋をと。この2点についてお答えいただければと思います。

○河川管理者

県の防災課長の長谷部でございます。平成16年、17年の災害のことを、ハウス倒壊とかいろいろ話を聞いております。この中で国との話につきましては、河川整備計画、国が当然つくるべきであるという話がございます。当然、県もそれに向けた調査を現在やっております。国からは河川整備計画、必要であれば当然つくるべきであるという強い姿勢もあります。県も9月の議会で、必要のあるところは整備計画をつくっていくという形で公表もしておりますし、県も今そういう準備、というよりも実際に調査関係を進めております。

以上です。

○ファシリテータ

調査中だということですが、この点について何かございましたら。

○参加者（Cさん）

早明浦ダムの放流による河川の災害があったときに県の方がそういう整備計画を組んでやっていってくれると。国の方ではどういう考え方で考えておられるかお聞きしたいです。

○ファシリテータ

県は計画づくりということなんですが、国の方はどういうふうに考えられているかということなんですけれども。

○河川管理者

県の河川防災課長の長谷部です。済みません。災害につきましては、県管理区間につきましては当然県が申請して県が施行いたします。

県の方からは以上です。

○河川管理者

国としてどういうふうに対応していくかということですが、県さんの方でしっかりとやっていくということでございますので、国としても当然できる範囲の支援をしていきたいと考えております。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。

○参加者（Cさん）

災害だけではないんですけど、これからの整備計画の中で、大豊町、本山町の河川の整備について計画をやっていく上で、県としてはこういう計画があるという計画表はあると思いますけど、国としてはどういうバックアップをすとかいうのがあればお願いしたいです。

○ファシリテータ

県の計画に対して国側が支援することがあるのかなのか、できるのかできないのか。

○河川管理者

四国の中の県の河川事業についても、いわゆる補助事業といったものがありまして、国のお金の一部入って事業をするというのが一般的でございますので、そういった場合には県さんの方から、地方整備局に地域河川課というところがあるんですけれども、そこにそういった計画があるというのを持ってきていただいて、東京の方にそういった予算をお願い

いしたりといった形で事業を進めることとなります。ですので、当然、整備局の方としてもそういった事業を予算面とかで、そういったものを進める上でバックアップできる部分があると思います。

それからもう1つは、計画をつくる上で当然いろんなデータ、雨のデータですとか地形とかといったようなデータが必要となりますので、そういったものを我々の方でも一部持っているものもあると思いますので、そういったものを、例えば提供するといった形でできる限りの支援をしたいと考えております。

○ファシリテータ

補助金という財政的な支援と、それから情報提供というような形でバックアップを国の方で考えているということです。よろしいでしょうか。

○参加者（Cさん）

もう1点。

○ファシリテータ

ごめんなさい。そうです。済みません。今後の市町村長の意見を聴く会の要望に対して、あるいはこの会で出てきた意見に対してこういった形で意見反映がなされているのかという点なんですけれども。

○河川管理者

前回、流域市町村長さんの意見を聴く会でもいろいろと意見をいただいております。その中で、直轄、県と、管理権限がどこにあっても流域として一体として管理する必要があるということをおっしゃっております。そういった中で我々としても、まずこの場で、流域市町村長の意見を聴く会ですとか住民意見を聴く会で発言された内容についてはすべて記録して残しております。しかもそれについても、そのままの形でホームページとかそういった形で公表するという形で進めております。その意見の内容については、いろいろ幅広い意見がありますのですべてそのまま反映できるとは思っておりません。なかなか限界がある部分もあると思います。

ただ、例えば前回の流域市町村長の意見を聴く会では、そういった限界がある中でも整備計画の中で書ける部分を書いてくださいということはおっしゃっておりましたので、その辺について我々としてもそのまま書けるとまではまだ答えられないですけれども、どんなふうな形で書けるかということは、整備計画、全国の他の川との整合性みたいなところも調整しないといけませんので、その辺は例えば東京の国土交通省の本省の方に協議し

たり、そういったことをしつつ、どういったことで対応できるかということを考えていきたいというふうに考えているところです。

○ファシリテータ

よろしいですか。

済みません。事務局の方、お名前を発言前にお願いしたいと思います。

では、どうぞ。

○参加者（Dさん）

本山のDといいます。今回、吉野川水系河川整備計画の策定ということで説明を受けたんですが、早明浦ダムをつくった目的ですね、治水等の多目的ダムということで、受益というのがどうも下流域だとか、そういう水の利用の下流の香川県とか徳島県の利益の方が優先的で、上流の方は漁業補償とかそういった補償を多少しているけれども、ダムをつくったことによって生じる濁水だとかいろんな環境破壊、こういったもののところに目を向けていないところもあるんじゃないかと。建設省がつくった、策定してつくった時点で、それらはやはりダムが建設された影響を受けたことについては責任を持って対処してもらわなければ上流の住民というのは納得できないのではないかと思うんですが、この点が1点と。

それから、そういう意味で直轄管理区間ですね、直轄管理区間はやはりそういった濁水、あるいは異常放流とかいうのは国が責任を持って、上流域の住民に対してやはり負うべき責務ではないかと思うんですが、その点についてご回答をお願いします。

それと、その件につきまして、今のところ大豊町といいますか、湖面と下流域の方については国管理で、大豊区間とか本山区間については県管理という話で進んでいるんですが、その理由として四国地方整備局は難しいということでもありますけれども、これはあくまでも四国地方整備局の考えですよ。その中で条件が、どうもここにあるみたいなんですが、ハの項ですね、ハの項だったかな、水系における貴重な自然環境、すぐれた景観等の整備・保全を行うことは特に必要だと認められた。あっ、違うわ。

そういう水の汚濁とか何とかによりまして、例えば本山町の場合だったからヤツメウナギだとか、それから在来種のモツゴとか、それからオコゼだとか、セゴリだとか、そういうものは全然いなくなっているんですね。それから、鳥なんかもちよっと、カワセミとかなんかも少なくなっています。それから、建設省が何年か前に言われましたように、アユが溯上できる河川にするということを発表してますよね。それも全然天然のアユが溯上し

てきてません。そういったことについて、やはり国は責任を持つべきではないかと思うんですが、それについてお答え願います。

○ファシリテータ

はい、わかりました。ダムができたことによって、もともとその地域にあった環境ですとか生き物というのに対して影響が出ている、水も濁ってきたとかということについて、事業者としてその責任をどうとらえているのかというご質問だと思いますけれども。

○河川管理者

ダム統管の所長の岡崎でございます。最初のダムによる濁水とか、また異常放流というお言葉もいただきましたけれども、それについての国の考え方というご質問が最初にあったと思いますのでそれについてご説明申し上げます。

最初に、濁水につきましては、その影響についてはいろいろお伺いしているところでございます。先ほどもご説明申し上げましたけれども、濁水については従来からそういう認識はしておりまして、検討会も踏まえて、成果も踏まえていろんな対策を実施してきたということは最初に説明させていただきました。なお、濁水発生の実態把握というのは今後とも努めてまいりたいと思いますし、濁水の長期化の改善について今後さまざまな検討も実施してまいりたいというふうに思っております。1つが、放流施設の改善というのもそういう効果があるというふうにも言われておりますので、そういった検討も施設の検討をする中で検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、洪水調節につきましてでございますが、異常放流というふうな言葉をいただきました。放流につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、今後ともルールに従って適正に管理・操作をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

最初のところは私の方から説明させていただきました。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。引き続きということで。

○河川管理者

整備局の河川計画課長をしております館でございます。ご質問の趣旨としては、自然環境が変化しているという部分についても国が直轄として責任を持つべきではないかというご質問ということよろしいでしょうか。

○参加者（Dさん）

その条件の中に当てはまるのではないかと思いますので、整備局からこういう意見があった、こういう調査によって国管理にした方がいいという具申を四国整備局が国にするべきではないかという考えなんです。

○河川管理者

整備局としてもいろいろとダムの影響、濁水とかですね。放流の影響ということで、その辺が関係しているかどうかはよくわかりませんが、基本的には、まず濁水とかそういったダムに係る部分は、我々としてできる範囲はやっていくということは申し上げているところです。

あと、直轄と県の管理の区分に関しては、基本的にはどちらが管理だからやらないとかそういった話では全くないと思っております。基本的にこれは役割分担の話だと思っておりますので、我々としても我々が直接やる部分は一生懸命やるし、県さんがやる部分についても一生懸命それを支援していくという考えでございますので、国がやる部分だからどうかそういった考えでは決してないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Dさん）

再度質問します。指定区間の直轄管理区間への編入に関して国土交通省の省令が出ているわけですね。これに当てはまるのではないかと私は言っているわけです。当てはまるのであれば国が管轄できるんじゃないですか。ねえ、そうでしょう。だから、誰がやろうと言うの自体がおかしい、誰がやろうだったら地元としては国がやってもらいたいと思っています。格別、県がやる必要はない、国がやってほしいというのが希望です。

それと、濁水についてやっているというんですけど、バイパスの方式なんかは結局ダムをつくることによって発生した濁流を単なる下流に流すだけの話ですね。そうじゃなくて、やはり堆積したものは、ダムをつくることによってできた泥はやはり除去するとか、どこか売ってましたよね、県外にね。ああいう方式のやつをやってほしいと。それから、早い話が私なんかは、私個人かもわかりませんが、100年計画で改修してもっと長もちをさせてくれとは思ってないんですが、その金を逆にああいうのに使ってほしいと。

とにかく受益が下流ばかりで上流がないのはどうもおかしい。設置しているところにもう少し優しい行政じゃないとおかしいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○ファシリテータ

今の点についてはいかがでしょうか。1つは、要するに直轄管理の条件に満たしていないというのは四国整備局の方で判断されているけども、今Dさんがおっしゃったのは、十分にその条件を満たしているのではないかと。満たしているのであればむしろ県管理ではなくて直轄にしてもらいたいということですね。その点について。

それから、やはり冒頭ございましたダムができることよっての受益というのが、地元に見ええるような形がなくて、むしろ環境上の問題とかがいろいろ発生しているというご指摘があって、それに対してもう少し、手だてというのは語弊があるかもしれませんが、何かやるべきことがあるのではないかとのご意見だと思いますけれども。

○河川管理者

河川計画課長の館でございます。直轄区間の編入のための条件という話だと思いますけれども、先ほどのスライドの中にも何点かあって、その中の自然環境という部分を指摘されているのだと思います。これはいろいろ幅広い条件が書いてありまして、我々としてもその場その場でいろんな条件があるとは思っております。ただ、実際のところ直轄化を判断するのは、やはり東京ですとかそういったところで客観的な中で判断して、全国いろんな川がある、いろんな区間がある中で、ここは直轄あるいはここは指定区間という形で判断されているというのが現状でございます。

そういった意味から、我々としても、この上流域ですね。高知県区間の吉野川について、決して放っておこうとかそういった意識があって直轄が難しいと言っているわけではございません。ただ、現実的な状況として直轄化は難しいという判断をしているということです。ですので、その部分だけ決して直轄化したくないとか、直轄化する必要がないとかそういった考えがあるということではないことだけはご理解いただきたいと思ます。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Dさん）

済みません、たびたび。その件について。そうしたら、その決定される人が地元に来て説明をして聞くべきじゃないですか。幾ら私たちが四国整備局に言ったって意味ないじゃないですか。そうでしょう。むこうが、上が決めていることだから私らが判断できんみたいなことを言うと。やはり意見を聞いたら、こういう意見が出ているのでということ言ってもらわないと。それで実際こうですよというのを。先ほども何か、これは記録にとっ

て保管をしますとか公表をしますと言うだけで、そのことを材料にしていろんなことを検討して、それをなぜ国土交通省の上に上げる姿勢がないんですか。ちょっとお聞きします。

○ファシリテータ

直轄化に対して十分な説明がなされていないということですね。いかがでしょうか。
どうぞ。

○河川管理者

まず、この場で我々に意見を言ってももうどうしようもないのではないかというふうにおっしゃったのですが、基本的には我々としてもご意見はしっかりと伺った上で、我々のできる範囲のことをはやるというスタンスでおります。今回の直轄化のことについても、東京の国土交通省の本省の方にはすべて、こういった意見があったという話は伝えてあります。それから実際、御存じだと思いますけれども、地元の首長さんも東京の方に行ってしっかりとご要望はされているということも東京の方から伺っております。

ですから我々として、ただ、ここで伺ったからすべてそれができるといほどの力があるとは思っておりません。ですので、その辺は、そこまではなかなか確実なことが言えないということをご理解いただいた上で話していただければと思いますけれども。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Dさん）

そうしたら、ただこれは実績だけを積む説明会みたいになるんじゃないですかね。意見交換会に。単なる聞いただけで、格別、後のことは私知りませんよ、実現できませんよというような姿勢だったら何のためのこの公聴会というか会なんですか。

○ファシリテータ

意見を聴く会の目的というのは、地元の人たちの意見を聴いてそれを計画に反映することだというはずなのに、今のお答えだとそうではないように聞こえるということのようですので、少しそこら辺のコメントをお願いしたいと思います。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。この意見を聴く会が単なる意見を聞く会になってしまうのではないかという非常に貴重なご意見だと思いますが、要は上流の方たちが直轄化を望んでいるというのは、やっぱりそこへ被害があったり濁水の問題があったりと困ってい

ることがあるから、それを何とかしてくれと。それについては国が何とかしてほしいというのをこの会場で意見として皆さんがおっしゃったのだと思っております。

我々の方として直轄化というのは今非常にハードルの高い、難しい。ただ、それで置いておくわけにはいかないと、この中で高知県にも参りまして県の方とも協議を重ねました。先ほどお話があったように、県の議会の方でも、県がこの区間の計画について早急に計画を立てて対応していくというような一つの答えが出てきております。これはやはりこういう意見を聴く会の成果だと私自身も思っておりますし、皆さんの声が、思いどおりには届かなかったかもしれませんが、ただ届いているということだし、先ほども言いましたように県の事業につきましては、国の方で補助も出しております。そういうところの判断をするところにも、やはり地元のそういう強い要望があるというのはちゃんと届いております。

その意味では、これは聞き置くだけにしているわけじゃない、またこういう会議の中で、実は国の施策で一級水系とか二級水系とかを決めて、国が管理する、県が管理する区間が決まっております。少なくとも、ここで地元からこういう貴重なご意見が出たというのは残るということは、5年10年ですぐできるかと言われると私自身も返答できませんけれども、やはり地元の声としてちゃんと記録に残って、あるということは、次の計画するときまたそれを考える必要があるということになっていくと思いますので、決して聞き置くだけにしておるわけではないということをご理解いただきたいと思っております。

○ファシリテータ

ここでの意見はちゃんと記録されているし、それは単にほこりをかぶった記録ではなくて、将来活かされるような記録であるだろうということと、皆さん方の意見反映の形というのは実は多様で、国の直轄というのは今回は難しいかもしれないけれども、それで県が動き出したという意味では貴重な意見も形をなしているのではないかという事務局からのお答えですけれども、よろしいでしょうか。

今、治水・利水で時間をとってしまして、ただ、ダムの話になると環境も絡んだりいろいろしているんで、余り無理やり仕切りをしようとは思いませんが、治水・利水関連のお話を優先的にとは思いますので。いかがでしょうか。

では、あちらの方。

○参加者（Eさん）

大豊のEと申します。

○ファシリテータ

済みません。ご起立よろしいでしょうか。

○参加者（Eさん）

土佐町に早明浦ダムがあって池田ダムまでの調整区間は、本町としては水路と、いわゆるダムとダムの間水路じゃと、こういうふうに地元の者として認識をしております。今、県の管理あるいは直轄という話が出ましたが、田舎でいえば水田をつくるのに水を引き込む、台風前になったら必ず水門を切っておく、田が崩壊をするのでという個人的に管理をしてもそういうような状況。まあ昭和50年にダムができて、できると大洪水になったのが今までの吉野川の水では一番、大一番という水じゃなかろうかと思うんです。

私は国道32号線沿いに住居しておるので、まず朝起きたら吉野川を見る、濁っておるか、水位はどうかという。いわゆる水の高さというのは、水の流れるところで水位が決まります。過去に、一昨年かしらの洪水のときが過去2番目ぐらいの水位だったと思うんですが、まあ先ほどの質問の中で民地あるいはハウスの崩壊というようなことが出てきましたが、県においても財政的に見ても国に要求しても、やはりできないところがいっぱいあるというのが現実と思うんです。

本山含め徳島まではほとんど北側は32号線、対岸は土讃線と、こういう格好になっておるんですが、32号線の場合は、同じ国交省の中でも被害があれば即直すというのが現状です。それと対岸については放ったらかしと。それから環境面でいえば、橋の架け替えをする、それは県がやったのもあれば国があったのもやると思うんですが、橋の橋台を吉野川へコンクリをそのまま落としたら落としたままの環境が今の現状よね。根本的に考えてみたときにこれだけ環境面、それから自然という、水の大切さというようなことを考えたら、過去の役人がしたことにおいても、やはりいかにことはいかに撤去するなり、すべてのことについて気を配らんとくに、いわゆる吉野川の地域の意見を聞いても、ペーパーの上での話だけになって、実際に反映されてないと思うんです。

地元の者はもうほとんどの者が思うことは一緒だろうと思うんです。何ぼ一級河川で県が管理しようというても、やはり財政の状況、それから限られた範囲内ですれば手が届かん、それから役人においてもやはり人員削減と、こういうのはもう現状ですわ。もうちょっと汗をかいた政策、それから意見を聞いて、その地域にふさわしい、国交省の指導もし、やはりきれいな町づくりをしてほしいというのがお願いします。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。今のはご意見ということで、事務局の方から何か。

○参加者（Eさん）

お答えを聞きたいです。

○ファシリテータ

はい。今のご意見ですね。やりっぱなしとか河川環境の悪化につながるような放置されたままの橋台とかというお話もありました。今のご意見に対するコメントをお願いしたいんですけども。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。今の大豊のEさん、非常に我々のことをよく知っているなど。財政も厳しいし人員もいないと、言われてしまえばまさにそういう状態です。だから我々もその中でできることを頑張っただけでやらないといけないし、予算がなくても災害、要はここを水が流れます、災害という形でいろいろ予算を取る。これは余り地元で負担等がない形の予算の取り方もあります。そういうところでいろいろ知恵を使ったり汗をかいたり。

それから、河川事業だけではなくて国道32号の道路、橋梁というのは実は道路の工事でやっております。おっしゃるように確かにコンクリートの橋台がどんと川の中に入ってきたりと。どちらかというとも河川の方の人間にとってみれば川の中に橋台なんかつくってほしくない、要は洪水が流れるのに邪魔になるだけだからつくるなど言いたいんだけど、その地域に住む人にとっては道路とか橋とかというのは重要な整備であって、それをやってほしいという中でいろいろやっております。ただ、今後そういうところの整備についても環境に配慮した形とかいうものができるのではないかと考えております。

非常に貴重なご意見だったと思いますし、我々も反省するところがあります。今後の行政の中で今のご意見を活かしていけるということ、我々だけではなくてここは県の区間もありますので、県も多分、一緒におりますけれども、同じ考えだと思います。見守らせていただきたいと思っております。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Eさん）

もう1点は、洪水のときの調整なんですけど、確かに許容範囲内で放流をしよると、こうフィルムで説明されたらまさにそのとおりでろうと思うんです。やはりダムというのは、

これは人間がつくったもので自然には勝てんです。我々生活する上で小さい沢から飲み水をとっておると。大雨が降ったら必ず水は濁ります。3日ぐらいすると大体どうにか飲めるのが現状です。これがいつまでも、一昨年みたいに濁水で、あるいは異臭がするということになる、先ほど説明をした中で、ダムの中でのいわゆる護岸が地質がやりこかったとかそういうことは言いわけにならないだろうかと。ダムをつくる時点で地質の調査、それから周辺の全部のいわゆる調査というものをしておると思うんです。そういう説明では妙に納得ができません。

いずれにしても、最小限でも $43\text{m}^3/\text{s}$ は徳島へ流さないといかんのだというその徳島との協定、それからダムの管理については水資源機構がやりよると。それから国土交通省と連携してやりよるんですけど、それぞれの役所が違うという。幾ら連携をとっておっても考え方も違うんじゃないだろうかと。それで、放流時に長時間水位を高くして、民地であってもいわゆるハイウォーター、遊水地は遊水地として認められておるけど、長時間放流することによってそこへ十分な水がしみ込むと、それを急激に今度ダムを減すということによって崩壊が起こるとというのが今の現実です。

それから、先ほどお答えになったダムの橋台の話は、橋もつukらないかん、それはつくっていただかないといかんですけど、古い橋の橋台を落としたまま放置しておるからダメですよということで、答えと質問と全く違うことを言いよるの。これは県にしても同じことです。そういうことは今の時代ではあってはいかんし、それから今後撤去していただけるものだったら撤去していただきたいし、また、吉野川水系には、ラフティングとかあるいは近畿辺のお客さんもおいでになる、自然が豊かなので空気もきれいだということで、本町にとってはまだ森林も豊富だし、そういうふうな環境の中で、いわゆる水路の中で生活して、地元の住民にとっては早明浦ダムというものは何もプラスになっておりません。漁業体系も変わってしまいました。

以上です。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○河川管理者

私、水資源機構池田総合管理所の所長の片山でございます。いつもお世話になっております。濁水のこと、先ほどから何度か、我々機構といたましても重要課題として認識しておりまして、国交省さんと連携してやっております。いろいろやってきた課題の中で選択

取水というやつがございまして、下流の関係機関、漁協等にご理解いただきながら入ってきた水を早目に濁った水を送るという操作もしております、幾分かその分の効果もあろうかと思っております。

また、先ほど質問いただきました泥は除かないのかということなのですが、平成14年度以降、若干量でございますが6万立米ほど瀬戸川と本川の合流部のところ、あの辺が水が流れてくるときに一番濁るところでございますので、貯泥という形を排除しております、災害で受けた道路とかその辺のところ土砂の方を搬出してあります。

今後も、濁水対策というのはなかなか難しくて抜本的な対策というのに行き着いておりませんが、一歩ずつ前向きに進めてはっておりますので、ひとつご容赦の方をよろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。

○参加者（Eさん）

言うても負けじゃけん。言うても負けるけん、強い者には負ける。もうこれ以上言うてもしょうがない。

○参加者（Fさん）

先ほどからここで手を挙げています。

○ファシリテータ

はい。では、どうぞ。

○参加者（Fさん）

本山のFです。第1回目のときに、これはなかなか大きい問題であろうかと思えますけれども、お願いしてあった経緯は今日説明がなかったわけですが、何かといいますと、不特定用水、43m³/sを流さねばいかんという、このことについて四国4県の中で、土木部であろうかと思えますが、話し合いを持ってみるということで、その手ほどきは国土交通省にあると思えます。このことについてのご説明がなかった点をお聞きしたい。

それともう1つは、グリーンベルト事業でやっておることについてはわかりませんが、要は年に2回も濁水になって、このことの湖面をどうするかというようなことの対応というのが今日の説明にもなかったと思えます。この湖面を、露出した湖面をどう対応するのかということも一つの一面へ入れておいていただきたいと思います。というのが、露出が云々ということは、これは先ほども言われたように、これはもう既にわかっていること

です。このことについてどういう対応をしていくのか、いつ頃までにするのか、そのところを具体的に聞かせていただきたいと思いますということです。

それともう1つは、この導水バイパスは効果がないと、学識経験者の方でそのようなご回答があったというように聞いておりますが、導水バイパスについて私は妙に疑問を持っております。流入量が少ない中で、流入量に応じた形の、あっ、流入量を加味した中で溜めておる利水の水を足して発電を行えば希釈をするんじゃないかと。先ほども言われた、E先輩から言われたように、毎日毎日濁った水を見るのはもう非常に、地域住民として朝晩川を見るのが嫌なんです。この導水バイパスをもうちょっとモデルをつくって実験もしていただくようなやり方があるのかないのか、そこらをひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。3点です。不特定用水について説明がなかったということと、グリーンベルト事業については濁水時の対策もやらないとダム濁水の対策にならないんじゃないかと、それから導水バイパスについてもっと十分な検討を求めたいということでしょうかね。以上3点なんですが。

○河川管理者

ダム統管の岡崎でございます。ご質問いただきました内容につきましては、不特定用水につきましても地方整備局の考え方の中の55ページにご意見は伺っておるというのは間違いございません。

不特定用水につきましては、今、濁水時の不特定用水も含めてどういった水の使い方をするのかということにつきましては、吉野川水系水利用連絡協議会という協議会がございます。これは国の出先機関、四国4県などで構成します協議会でございますが、その中で節水について合意を得て決定して実施するということになっておりまして、その中で相互にそれぞれお互いの立場を尊重しながら決めていくという枠組みの中で濁水時の水利用については決まっておるというのが実情でございます、その辺はその協議会の中での話になってくるかというふうに思います。

それと、グリーンベルト事業の、濁水で湖面をどうするのかというのがありましたけれど、通常331mというのが常時満水位ということですが、それから上のところの裸地につきましては、先ほどご説明させていただきましたグリーンベルト事業で植栽をして

きました。それより下の部分につきましては、いつもダム湖面が上がったり下がったりして冠水しているということでなかなか植物が育ちにくいというような実態がありまして、現状のようなことになっております。

これにつきましてはいろいろ、ダムは全国的な共通の課題になっておりまして、今後どうしていくかということにつきましては、どういう方法がいいのかということもここですぐお示しするということにはなりませんけれども、今後さまざまな濁水対策について検討していくということで、この素案の中にも書かせていただいております。その中でできることを検討させていただきたいというふうに思っております。

導水バイパスにつきましては、発電で混ぜたら混ざることをおっしゃったと思います。流量そのものが、濁水になってきますとダムへの流入量が相当減ってきます。ダムから補給量そのものが非常に大きいものですから、仮に混ぜて希釈をすると、薄めるということもございますけれども、ダムから放流する量が大きいものですから、なかなかきれいになるということまではいかないということで、効果が小さいというふうに説明させていただきました。

以上でございます。

○参加者（Fさん）

回答をはっきり言ってもらいたいのは、不特定用水については協議会で決定をするんだということですが、このことについて第1回目のときをお願いをしてあったんですが、提案をした経過がありますか。その点を第1点としてお聞きしたいということです。

それからまたのり面については、年に2回もこんな大きい濁水があるような状況の中で、今シート工法というような工法的なこともあると思います。このことらも、我々知らん者にもうちちょっとこんな工法も検討しておりますよというようなこともぜひともお願いしたいと思います。

それと、その導水バイパスは、わざわざ濁ったところへ入れるというんじゃないしに、発電をするときに発電のところへきれいな水と、足らん分を利水の水を補給して、下流の水質をきれいにしてもらいたということなんです。このことについて言われていることがちょっと違うんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

○ファシリテータ

どうぞ。

○河川管理者

水資源機構池田総合管理所の所長の片山でございます。1点だけ、先ほどの裸地のところでございますが、先ほど言われましたシート工法とかいろいろあるというのはわかっていまして、平成17年度におきまして機構の方で裸地の植栽の試験をやっております。ただ、それについては今まだ経過を観察しておるところでございます、当然水に浸ったり浸らなかつたりするようなどころでございます、その水が濁水と呼ぶというところで植物自体も生息環境が難しいものですから、今はその整理を行っているという状況でございます。

○ファシリテータ

その他、不特定用水とか導水バイパスについて事務局の方から。

○河川管理者

それから先ほどの濁水のバイパスなんですが、もう一度そちらの方をよろしいでしょうか。先ほどの説明にあった図面でございます。これは渇水時になりますと、地元の方は御存じのように、先ほどの裸地等の影響でかなり貯水池が下がってくると、貯水池全体が濁ってまいります。これは大体、平成17年の渇水とかそういうところでいきますと、今から10m下ぐらいのところ付近から濁ってくるというふうに思っておりますが、そうしますと、その水を送るということは、きれいな水を送ろうと思うと上流からとらないかと。Fさんの言われるとおりだと思います。

ただ、その上流に送るにしても、その後渇水時等になりますと逆に川の方で大きな量が必要になりまして、早明浦ダムに入ってくる貯水池の水をどうしても使わないかというふうに我々は思っております、入ってくる量が少なくて出す量が多いというところで、この清水バイパス、導水と書いていますが、きれいなを送るための清水バイパスというのは、発電の水を混ぜるということは貯水池の水を使うことになりますので、貯水池の水が濁っているのではないかというふうに思っておりますが。

以上です。

○ファシリテータ

よろしいですか。はい。では、どうぞ。

○参加者（Fさん）

やっぱりきれいな水が導水バイパスで上流からとることによって、それで発電をするには水が足りないよと。そのためには、もうできるだけ渇水になって下がっておる選択取水があるわけで、その水を足して発電をし、下流へきれいな水を流すようなお考えをしていただきたいということなんです。

○ファシリテータ

よろしいですか。

○河川管理者

湧水時になりますと、貯水池、早明浦ダムの容量自体が少なくなっておりますので、貯水池全体が、誠に申しわけないんですが、濁っておるような状況でございまして、確かに言われる一部ですね、薄い層で表面のところ、清水層というのがあるかもしれませんが、その量を使い切ってしまうと、選択取水がついておりますのでその量はあるわけですが、それが少ないというような状況で、それよりもっと量を送らないかんというふうに思っております。

○ファシリテータ

かなり技術的なお話になりましたが、いずれにしても先ほどから出ている濁水に対してこの地域の方々は非常に心配されているし、現実的な悩みとして感じられていると思いますので、濁水対策については十分検討していただければと思います。

今少し手を挙げていただいた方がいらっしゃったんですが。

○参加者（Fさん）

さっきの協議会へ提案したかせんかを、その点を聞いてください。

○ファシリテータ

協議会への提案ということなんですが、前回のFさんからのお話が協議会の中で取り上げられたかということですね。

○河川管理者

今の、提案したかどうかにつきましてはまた確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○参加者（Fさん）

それはちょっと我々をそれほどに言われたら、私はものすごくそこらでは不愉快に感じます。提案をしたかせんかわからんというような言い方は、我々はこの会に何のために来ているんですか。もうちょっと丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

いかがでしょうか。

○河川管理者

平成17年の湧水の際には新聞にも報道されたと思いますけれども、不特定用水の節水

についてご提案を申し上げたという事実はございます。17年の渇水の時ですね。それは報道もされたということでございます。

以上でございます。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。

○参加者（Aさん）

この間の質問を提案したかせんかというんでね、ちょっと答えてよ。

○ファシリテータ

今ちょっとございましたが、この間の提案について、この会での提案がどうだったかということが質問だったと思いますが、今のお答えはちょっと違うのではないかと思うのですけれども。どうしましょうか。

予定時間を5分ほど今過ぎていまして、一度ここで10分ほど休憩を挟んで、3時35分から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

〔午後 3時25分 休憩〕

〔午後 3時35分 再開〕

6. 議事（4）

1) 質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは、再開したいと思います。治水・利水ということで1時間ほど時間を設けましたが、実際にいただいた意見は環境の問題とか維持管理の問題とかいろいろございました。これから1時間、主にとということで環境と維持管理についての意見からいただきたいと思いますが。

はい。ちょっと事務局の方から。

○河川管理者

河川防災課長の長谷部でございます。先ほど私、整備計画についてお話をいたしました。その中で県としても当然整備計画を視野に入れております。ただその中で、今現在調査をしているわけですが、その中で整備が必要な箇所での検討を行いまして、整備が必要な区間、例えば条件が整えば整備計画を立てて実施していくということで再確認ということで今報告させていただきました。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

では、維持管理と環境の件で。済みません。先ほどから何度もお手を挙げられていたの
で。今マイクをお持ちしますので少々お待ちいただけますか。

○参加者（Gさん）

これ、座ったままじゃいかんの。私は。

○ファシリテータ

済みません。もし可能であればご起立よろしいですか。

○参加者（Gさん）

私は、このすぐ下のここから2kmぐらいのところに昭和7年に産声を上げて、現在まで
75年吉野川を眺めて暮らしてまいりました。ダムができる前にはまだダムがございました
から。

○ファシリテータ

済みません。お名前だけ教えていただけますか。

○参加者（Gさん）

Gと申します。ダムができる前には日ノ浦、長沢とダムがございました。だから、ダム
ができて大丈夫だろうという甘い考えでおりました。そうしたところが、ダムができて
水が溜まった、流し出したら365日汚れの水ばかり。もとの水が流れたことはただの一
遍もございませんよ。あんたらそれをわかっておりますやろうか。調べて何やら言うけん
ど、環境破壊ということが一番問題じゃないですか。魚は、先ほどの方がおっしゃった何
もかもおらんようになってしもうたんやから。これをどうしてくれるかということよ、一
番は。環境破壊ということは地球規模で今言われていることでございますやろう。それを
どのようにされるか、明確な答弁をいただきたい。

○ファシリテータ

Gさんからは、ダムができてからの環境の変化、濁水とか魚が減ったとか、先ほども出
てました、それらについてどういうふうに考えているのか明確なお答えをということでご
ざいます。

○河川管理者

吉野川ダム統管の岡崎でございます。濁水の影響につきましては、ただいまもお伺いし
ましたし、また別のいろんな方々からもお伺いをしておるところでございます。今まで、

先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、ダムの方でできる濁水対策を、いろんなことを考えながら実施してまいりました。ただ、平成16年、平成17年の洪水あるいは濁水後の洪水の濁水、こういった状況を踏まえまして今後ともさらにさまざまな対策について検討していく必要があるというふうに考えております。

これからもいろいろなことを考えていきたいと思っておりますが、先ほど説明申し上げました放流設備の追加によるそういった軽減効果といったことも期待をしておりますし、また、その他のこともいろいろ考えながら今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。決して今の状態がどうこうというわけではございません。今後も引き続いて改善に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Gさん）

それと、先日も新聞等で発表がありました。早明浦ダムが濁水すると香川県の用水がなくなるというて新聞に出りますが、それは、我々は香川県のために犠牲になっているということです。今までは、香川県がダムをつくってあそこから水を送ればよかったけど。それなら香川県からどっさり課徴金をもらって大豊町へどんどん持ってきてもらわなきゃ過疎になっておれへんようになるわい。そういう考えはないかよ。お金をもろてきてもらわないと、貧乏県へ。高知県は国でも一番の貧乏、その大豊町はまだ貧乏で年寄りばかり。もっとも、もう10年もすればわしらも死んでおらんけん、ここに来とる人も半分以上になるわい。それであんたら構わんと言うんやったらええわい。政策がなつらんで。

○ファシリテータ

はい。水源地に対する対策というようなことで何かお考えはないのかということだろうと思いますが。

○河川管理者

水資源機構池田総合管理所の所長片山でございます。当然、ご指摘のとおりダムの治水利水、その機能を発揮するためには上流域あるいはここの中流域のご協力を得ながら、流域全体として早明浦ダムを使うというふうにせねばいかんというふうに思っております。その点につきましては、例えば、この会とは別なんですけど、学識者の会議でも森林整備の重要性だとかいろいろ水源地での対策が必要ということで、整備計画の素案についても変

更しておるところでございます。

我々そういう思いはありまして、それからまた水源地を活かすためにも水源地域ビジョンというやつがございますが、これもどちらかという湖面といいますか湖畔関係でございますまして、まことに、先ほどのところでいきますと濁水でどうやというふうに思っておるところではございますが、我々といたしましてもそこについては今年大豊町、今工事をやっておりますが、濁度計を置く工事をしております。それで中流域の観測点を増やしまして、濁水に対する軽減策に努めていきたいというところでございます。

済みません。答えになってないようで申しわけないです。

○ファシリテータ

よろしいですか。どうぞ。

○参加者（Gさん）

国がいろいろ事業をやりよりまして、新聞等を読みよったらあっちもこっちも中止をするところもできてきておりますね。ほら、いろいろ、諫早湾とか何か問題ができてきて。そういうように早明浦ダムを一遍のけといてから話し合いをするというような考えはございませんのかね。そうしたら私も納得が一番いきます。

○ファシリテータ

早明浦ダムを撤収して話し合いの場を持たないかというご意見ですが、いかがでしょうか。

○参加者（Gさん）

間違えたことはもとへ戻さないといかん。

○河川管理者

早明浦ダムをのけておいてまた初めからというご意見をいただきました。早明浦ダムにつきましても、洪水の調節による下流の浸水被害の軽減効果でありますとか、各種用水の供給ということで、今おっしゃったとおり相当重要な役割を既に果たしております。そういった中で、おっしゃったようなことはちょっと無理なので、そういった効果もご理解いただきましてよろしくお願ひしたいと思います。

○参加者（Gさん）

はいはい、わかった。

○ファシリテータ

よろしいですか。

○参加者（Gさん）

もう一回言わせて。

○ファシリテータ

はい。では、どうぞ。

○参加者（Gさん）

それだったら私は、こんな時分まで仕事が終わったらミミズを10匹ば押さえて竿をかついで吉野川へ行ったら、春から秋まではお魚が何ぼでも釣れておかずには困らんかった。この頃はそんな魚も一匹もおりませんで食いつきませんよ。それならそのお魚をひとつ、どこぞあっちの水を上げよるところからもろうてきてもらいたいわい。これは半分やけやけんど。

○ファシリテータ

魚を香川からということでしょうか。徳島からということでしょうか。

○参加者（Gさん）

魚じゃないよ、お金を大豊町へよこさないといけない。

○ファシリテータ

水源地对してもっと手厚い対策をとというご意見だと思いますので、その点またご検討いただければと思います。

○参加者（Gさん）

そうよ、わかっとるわい。そら、個人で魚送られたって要らへんわい。

○ファシリテータ

はい。では、そちらの方。

○参加者（Hさん）

大豊町のHです。今までいろいろな方からのご意見を伺って、それぞれの対策を講じたと思いますが、今日手元へその資料をもらいました。善処する、前向きにやるということだけです。こういう話がありましたからこういうことをしますというご報告はないんです。私も多少は経験がありますので、法律であるとか要綱・要領、条例というのには一つも意味がないんです。これは無味乾燥のものです。ただ、それを運用していく人間がそこへ情を入れることによって生きてくるわけなんですよ。

今まで聞いた話では、誰か一人、今までのことでこういうて申し上げましたが、それに対して皆さん方の答えがこういうことです、誠にありがとうございましたというお礼の

言葉が誰か一人出るかと。誰も出ませんよ。それはなぜか。どうも今日も話を聞いてみますと、こういうようなことが条件があって無理です、ああいいうことが条件があって無理です、お話は聞きましたからこうやって書いてあります。いや、国の方へこういうふうにやってここまで詰めてありますということはないんです。ペーパーは残っております。皆さんの聞いたことは資料として残してあります。我々はここまでやりましたというお話を、お返事を聞きたかったんです。それがないから誰一人として、今までこう申し上げましたが、あれに対して誠にご足労かけました、お世話になりましたという言葉が出んでしょう。

ということは、一番被害を被ったこの地元はそっちのけに置いておいて、県がやりなさい、国は知りません、荒れようがどうしようが構いませんというのが本音じゃないかとみんな疑心暗鬼なんです。県がやろうと国がやろうと、それだけのことをやってくれば地元はそれほど目くじら立てて怒るわけじゃないと思うんです。ただ、それが、そういう心情がそこへ入ってないから、おれらは見捨てられたと、放られたと、こう言うて。

まあ私はGさんほどの極端なご意見は申しません。しかし、やった以上は誰がどういような所管になろうとも、私ら精いっぱいにやります、やった結果がこうなんですよというて、今日1つでも2つでもここへ出てきておれば、私自身としても納得はするし、ここへ出席されている地元の人が納得すると思うんです。それを納得せんというのは、要するに、とにかくこの場が過ぎたら規定の方針どおり国はやっていきますよと、あんたらの意見は意見として聞きますよと、これをしておらな帳面が消えませんかというように腹がすけすけじゃないかと、こういうてみんな疑っているわけですよ。それについてお考えをお聞きしたいんです。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。前半でも少しございましたが、この会のあり方のようなお話だと思います。特に記述に具体的なものがなくて、できない理由を並べられているのではないかというふうにお感じだということで、特にこの地元の問題については十分踏み込んだ回答もないということで、もっと手ごたえのある会にしてほしいというご意見だと思いますが、この点について事務局の方いかがでしょうか。

○河川管理者

河川計画課長をしております館でございます。今のご発言、非常に厳しいご発言だと思います。我々としても今回の会に素案としてお返ししたわけですがけれども、今回また新たに1回目についてお話を聴いて、こうやって直接お話を伺う中で、地元の方々の本当の思

いというのは正直伝わってきたつもりではおります。やはり早明浦ダムという吉野川の水がめを抱えている中で皆さんがどういう思いでおられるかということについては、しっかり伺ったつもりでおります。

それについてこれからどうやってお返ししていけるかというのは、まさにこれからの我々の努力だとは思いますが、決してここで聴いたからそれで終わりというようなつもりではないことだけは理解いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。次回を期待してくださいということだと思いますので。

○参加者（Hさん）

ええ。

○ファシリテータ

皆一斉に手が挙がっているので、では、そちらの眼鏡の方。

○参加者（Iさん）

やっと指名をいただきました。濁水の問題。

○ファシリテータ

済みません。お名前を先におっしゃってください。

○参加者（Iさん）

土佐町のIと申します。濁水の問題、それから堆砂の問題、随分とお悩みのことだと思います。自分たちも本当にこの濁水の問題困っているんです。私の土地が、早明浦ダムの水じり、ダムが溜まっていった一番の終点、瀬戸川という川の終点になるところにほんの少しの私の土地があります。いわゆる専門用語でバックウォーターといいますか、洪水のときに流れ込んでくる水でダムの水位が5mも6mも盛り上がり上げてそこを通過するところ。ひどいときには10mぐらいは上がっていると思いますが。

このバックウォーターで、瀬戸川の右岸のバックウォーターのところ、説明書の92ページに、平成16年度から平成18年度にかけて整備をしましたと回答を真ん中の行でいただいておりますが、これでは、これで完成したとお思いなんではないでしょうか。本当に残念だと思います。まだそれから上流へ約300m以上あるかな。一級直轄河川という標識が両岸に立っておりますが、そこまでが本当にそのままの状態。下で昔積んだ蛇籠が乱れてしまって、完全に復旧してませんよ。これが平成18年度までで終わったと出ている。これが本当

に残念ですね。

現場の山の状態をもうしますと、その残りの約300mの距離の上部が、もう100mあるいは150mぐらいにわたって山がずるずると下にずり下がっているんですよ。いわゆる山腹崩壊ですね。バックウォーターによって下を洗われるために山が滑り落ちているんですよ。これを抑えなくてどうして濁りが抑えられますか。濁水がどうして防げますか。どこの大学でどんなお勉強されてここへ出ているのか知りませんが、私のような山男が考えただけでも、あれを放っておいて何で濁りがないようなダムになるのか。

それから、山林土壌あるいは岩石が一緒になって洪水のときには流れ下ってます。ダムへ一気に入ってますよ。一番上流の根本的なところをどうして突つかずに、下の方で表面取水だの選択取水だの、濁った水のどこをとったらちょっとでもきれいな水ができるんだろうかという、その努力はわかりますが、一番根本の濁りのもとになっているところをどうして目を向けないんですか。

川井橋という橋があります。土佐町がかけてくれた橋ですが、その橋の右岸側の上部に旧営林署の森林鉄道、森林軌道が通っておったところがあります。そのすぐ下に中村部落という小さな集落へ通じる通学路があるんです。私たちは子供の時分にその通学路を通って毎日学校へ往復してましたよ。もうずたずたになって、その森林鉄道も通学路もずたずたになったままで修理ができてないんです。ここの説明書の中に、修理のためにこしらえた橋なんかは地元の要望によって残してあげたんだというような感じの書き方が出ていますが、私は癪にさわってたまりません。

国土交通省、水資源公団の、このダムの護岸をしっかりとなくて、上が崩れて、営林署の森林軌道敷もめちゃくちゃになっている。これは多分払い下げになって土佐町の所有になっているんじゃないかと思うんですが。この昔の森林鉄道のあったところ、もうほとんど水平にずっと通ってました。それも上流と下流の滑ってないところを結べば、昔はこういうふうに通っておったというのが素人でもわかるような森林軌道だったんですよ。それから、その通学路も、川井橋という橋へおりてくる通学路、これもずたずたになって歩道として危険で機能しておりません。

これはここの説明書の中にありますが、「水資源機構の用地外にあること、また仮橋も損傷していますが、これは機構が護岸工事のために施工し、地元自治体の要望により残したものです」というような説明がありますが、この里道も確かにまだ山林の買収をしてない以上は個人の所有なんですね。でも、その下は洗われてもう既にずるずると山すべり

が、山腹の崩壊になって道がずたずたになっているんです。それを放っておいてどうして工事が終わったら、それから濁水を、一生懸命選択取水をしていい水を流すようにしてま
すようというような、いかにも努力されているような言い方というか、これがもう癪にさ
わってたまらんです。土佐の方言ですが、「くそあほうのや」と言いたい。

おわかりでしょうか。天災とはどういうことを言われますか。水資源の方、天災とは
どういうことを言われますか。私が、このダムができた直後の洪水で私のところのほんの
少ない面積の植林ですが、25年生から30年生ぐらいの杉とヒノキが立ったままで、下が洗
われたがために、植林が全部立ち木のままでダムの中に滑り込んだんですよ。ちょうど対
岸にQさんという方のお家がありまして、「あれはすごいことだったぞ。おまえのところ
の山は木が立ったままでダムへ入ってしもうたぞ。もう徳島へ行ったのや」というて私に
も話がありましたが、そのおじさんも亡くなりました。

20年生、30年生の杉や木が立ったままでずるっと滑っていくということは、少なくと
も深さ3mぐらいの表土は一緒に滑っているということです。それを、その下をわずかな
蛇籠を積んであったのが、もう乱れてぐちゃぐちゃになっています。その蛇籠の下までは
平成18年度の工事が来ているんですね。それから上の直轄河川の300mぐらいの部分は手
つかずの状態でもあります。山腹崩壊をそのままにして、おそらくあそこには粘土質
の土壌もあるでしょう。山林赤色土もあるでしょう。砂利から岩石も含まれているでしょ
う。

それを放っておいて、ああ、ダムが濁った、濁った、濁ったから何とかせないかん、
発電するには選択取水だというような大きな工事をして、表面取水をすればちょっとで
もきれいな水が下へ流せるんだというような、それをいかにも一般の者に目に見えるよう
な形で、いわゆるパフォーマンスと私は言いたい。根本を直さなくてどうして濁水問題が
解決できますか。魚の問題もそうですよ。山から流れてくるその濁り水をとめることによ
ってこそ魚は復活できると思います。ゴリなんかもだめですよ。もちろんアメゴやその他
の魚もだめになりましたね。何とかやっぱりこの根本的なところから解決しなくてはだめ
だと、これをぜひ考えてほしいと思います。

ちょっと長くなりましたが、そのバックウォーターの最終のところの山腹崩壊につい
て、ここへご出席の皆様方にもぜひその実態を知ってほしいと思って発言をさせていただきました。ご答弁をお願いします。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。濁水対策ということで、根本はやっぱりダムの水が濁らないことだというようなことから、ダム護岸のお話、あるいはそのバックウォーター対策は一体どうなっているのか。完了と書いてあるけど、本当に終わったと考えているのかどうか、そのあたりについてお答えいただきたいと思います。

○河川管理者

水資源機構池田総合管理所の所長の片山でございます。地元の方々に守られてダムがあるというふうには肝に銘じてやっておりますが、上流端の先ほどの川井地区、我々も見に行きました。それで、我々がやったところは川井橋の下流の右岸側、下にコンクリートを張りまして上に蛇籠を積みました。その区間について見たところ、あそこは河床勾配が急で河床が急になっております。石の状況もかなり大きな石、1m以上もあるような、下手すると四、五mのような石もございます。

それで、かなりごつごつしたような河川形状で、流水によって下が洗われるというところを防ぐために、ちょうど川の勢いが増して右岸側に当たるところでございますので、工事をさせていただいたところを、先ほど工事終了というふうな表現をさせていただきました。その上流につきましては、また状況を確認しながら地元協議会、土佐町になろうかと思いますが、土地の確認もございますので、協議していきたいと考えております。

それから里道、先ほどの中村へ行くところの道の件でございますが、ここについてはちょっと書き方がまずかったか表現の仕方で「機構用地外」というような一言で済ませてしまいましたが、その状況をもう一回伝えて、我々とするとその橋自体は工事でつくった橋でございましたので、地元自治体の要請を受けて残した橋でございますので、橋を今、町の要請になっているところでございますので、もう一回町と相談させていただければと思っております。

それから、当然、流入してくる土砂をどうするのかというのは一番重要なところでございます。洪水時には700とかいうような大きな濁度の濁った水が入ってきます。確かに全体として森林整備だとか、特に貯水池周りの沢ごとの流入部での濁る状況を消していきたい、間伐だとか根のしっかり張ったものが濁った水を多少でもろ過するような土壌づくりをしていきたい。ただ、こちらの方は雨がかなり多くて急斜面でございまして、先ほどのおり幾ら整備してもスポンジの状態、天災という言葉の定義をどう考えているのかという話がありましたが、そういう森林自体もなくなるような強い雨が降るところ、傾斜によりますが、というところは認識しておりますので、これは時間がかかることでござい

すが、一步一步進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○河川管理者

四国山地砂防事務所長の長井と申します。早明浦の流域で砂防事業、土砂災害を防ぐ砂防堰堤などをつくるような仕事をしております。

早明浦ダムの流域各所で国土交通省直轄として各沢からの土砂の流入を防ぐ、コントロールするという意味でいろいろ工事をしております。特に今の当該箇所というわけではないのですが、広くいろいろなところでしております。少しでも濁水が軽減されればということも頭に置いてしております。また、その努力を今後も一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

○参加者（Iさん）

情けないですが、予算を持っておいでて、よし、それならわしの責任でやってやろうというお返事がいただけないことは重々承知しながら質問させてもらっておるのですが、下の山の根元を洪水で洗って、そのために引き起こした山腹崩壊、つまり水資源公団が加害者で山の山林をめちゃくちゃにしていると。私のところの山林も立ち木のままでダムの中に滑り込んだわけですが。その工事をするのに、どうですか、土地が乱れてひっきっているところ、どれぐらいあるかな、6、7ヘクタールから10ヘクタールまでだと思うんですが、個人の現在いかれているところが。もういっそのこと思い切って買収して、そして下へしっかりした護岸をすると。

徳島の方でもあんな立派な堤防ができていないですか。バックウォーターのところの岸を堤防にしたらどうですか。ここにも書いてますが、大きな巨礫があるからとめるようにしているとか、本当に情けないちゃちなやり方でやっているから山腹崩壊はいつまでたってもとまらない。次々と個人の所有地が上からずるっずるっと滑っている。それをそのままにしておいて土砂がダムの中に堆積する問題とか濁水の問題とかをいつまで取り上げるんですかね。

もっと積極的にバックウォーターは、一級河川の札が立っているところまでは責任を持ってやるべきじゃないですか。あそこで濁りをとめなかったらいつまでたってもダムの

濁りは解消しませんよ。また、あそこだけじゃないと思います。私の推測ですが、大川か本川の方にもかなり粒子の小さい濁水のもとになっている土砂が流れ込んできていると思います。その証拠に、満水になるときは瀬戸川の水がちょっと低くなれば必ず大川の本流の方から赤い濁り水がずっと瀬戸川の上流まで入ってきますよ。だから、あの濁りはどこか大川か本川の方で引き起こした濁水だというふうに思うんですが。

多分あの粒子は研究されて、本川村のどこというところから流れてきているんだとかということはもう既に水公団の方は把握はしていると思うんですが。ただ、ダムに直接関係のない地域からだからなかなか手がつけにくいということもあるかもわかりませんが、それでもダムに直接関係のある瀬戸川の上流崩壊すら全然ようとめてないじゃないですか。これがもう私は腹が立ってたまらない。みのもんたじゃないが、ほっとけない。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。具体的な提案として山腹崩壊を起こした箇所6から10ヘクタールを買収して築堤するなり直接管理するというようなお考えはないのかというようにことですが、いかがでしょうか。

○河川管理者

池田総合管理所の片山でございます。先ほどご指摘のとおり平成16年に大きな台風が6個続きました。早明浦豪雨で大川村のところが危機的な状況になりました。これも山地崩壊でございます。我々といたしましてはそれを最大限早く片づけるということで、この秋までですね、その工事に追われておったのが実態でございます、まだご指摘のとおり白滝の方からだとか濁りがあるかもわかりませんし、急ぎ順番でやっておるところでございます。

当然、予算だとか状況を本当に確認してやっていかなくてはいかんと思っておりますので、ここのところでいつできるということが明確には言えませんし、まだそれ自体が、はっきり言って、ダムの水が流れたせいなのかとか、我々とすると護岸としてですね、その護岸の部分については、見たところ、今のところは護岸の部分については問題ないように思っておりますので、状況を見ながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。

○参加者（Iさん）

水が流れたかどうか確認をしておっしやったね。

○ファシリテータ

マイクをお願いします。

○参加者（Iさん）

あれでバックウォーターで下を洗ったからでないというふうに、例えば結論づけられるんだったら、私はもう爆弾巻いて、どこかの国じゃないですが自爆テロで行きますよ。それだけ腹が立ちますよ。あの山腹崩壊の、じゃあ、あそこに水が全然来ないようにずうっと堤防をやったらどうですか。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○河川管理者

ちょっと表現がまずかったので。我々は出水時に河床部が侵食されて危ないところ、実際に危ないところは護岸したというところでございまして、水の勢いで必要なところはやっておるつもりでございます。済みません。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。

○参加者（Iさん）

じゃあ、もうあれで危険でないという認識に立たれているんでしょうかね。今からもう20年、30年以上になりますか、第1回目の私のところの山林が立ち木で滑ったとき、その当時、川から300か400m上に人家がありました。Qさんという方ですが。人家があるからあれを立ち退きさせいということになったんだと思います。補償を出して立ち退きをさせた。もうその当時から、かなり上の方まで、いかん、これは危ないぞということは、公団は把握しておったはずなんですよ。

人家がないから、山林だから放っとけになっているかもわかりません。現に私のところの山林が滑ったときに公団の職員の方が下を工事するためにちょっと買い増しをしたいということで交渉に来られた。この山は上が100m、150mぐらいしか残ってないから、私のところは狭いものだから全部をかうてくださいと、もうこんなに表土が滑ってしもうたところは私も復活はようしないと、山林としてもう復活しようにもどうにもならんからいっそ滑ったところだけは買収の対象にしてくださいよと言ったんですが、「いや、これは天

災ですから」ということを言われました。

本当に腹が立ちますね。下を洗うて山がずるっと滑ってきた。その滑ってきた面積の分は天災で滑ったと、私たちの想定を超えるような雨量があったから、これはそのままでも滑る山だったんだらうと。それで、どうしてもその下をバックウォーターで洗ったから滑ったという言い方はしなかったわけです、天災だという言い方で。今までもそれがずうっと続いているわけなんです。

私は、天災とは、昨年、一昨年になりますか、土佐町の瀬戸川流域から大川村一帯にかけて集中豪雨がありました。白滝というところに2、30人の高知からの子供が閉じ込められたと、父兄と一緒に閉じ込められたというような集中豪雨がありました。そのときに、標高が800mから1,000mぐらいの小さな沢が崩れて土石流となって一気に下に流れてきて、大川の森林組合のあの大きな倉庫の中に入れてあった車両も山林の機械も一切がダムの中へ飛ばされてしもうた。これは、大川村へはお気の毒ですが、私は本当にあれは天災だったと思います。

ああいうのを天災だと思いますよ。でも、バックウォーターで山のすそをどんどん洗い流しておって、その上の山がずるっずるっと滑ってきているというのに、これを天災だという言い方は本当にけしからんと思います。どこで勉強、どんな大学で勉強された人が山のことを言いよるのかと思ってね、腹が立ちましたよ。まさか今、あれはやはり天災だということはおっしゃらないとは思いますが、もしそういう考えであれば、本当に私は、アルカイダじゃないが、自爆で行って高松で爆発したいと思います。そんな気持ちなんです。

だから、これは私の個人の山のことだけを言うわけじゃないです。その周辺のずるっと滑っているところは、もう一気にそこは、山林は水資源が全部取得されて、それで下は工事のやり放題と、根をとめてしっかりした工事をどんとやると。個人の所有のままでは工事にも限度があると思うんです。なかなかやりづらい。でも南川橋のところまでは、あと300mぐらい、川から100mから150mぐらいの面積でしょうかね、でも何十万立米、何百万立米かもわかりませんが、そういう土砂がずるっと滑っている。それを早く抑えないかんでしょうが。それを抑えないとダムの濁水云々はできんはずです。それをどうしてもやっていただきたい。

国交省は、人口は少ない、本当に人口は少ないところで集落が消滅寸前の、南川という集落になっていますが、その集落でも香川や徳島の人のために犠牲にならねばいかなの

ですかね。それから小さな赤筋道、昔の通学路、これは車は通りませんが、歩行者にとっては立派な交通の用をなしているわけです。これがずたずたになっている。国土であって交通のそんな小さな道をつぶしてどうして国土交通省と言えますか。ぜひその辺を考えていただいて、この濁水の問題を含めてもっと積極的にやってほしいと思います。

以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。濁水対策あるいはバックウォーター対策としてIさんからご提案があった件についても十分にご検討いただきたいというふうに思います。

では、次の方どうぞ。

○参加者（Jさん）

本山のJといいます。ナンタンの方から環境についての質問もあったようですが、ひとつ私も小さいことながら環境についてご質問させていただきたいと思います。

本山町は早明浦ダム建設については極力協力いたしまして、ダムの完成のときには香川県の金子知事が来て泣いて喜んだ、この感激をもとに、ああ、立派なダムができてよかったということを感じたわけですが、その後、ダムができたために本山の河原という河原はアシが繁って見すばらしい川になっておりますが、今日おいでの方々は全然知らないと思います。現地も見ていただいて、どうしてこのようになったかということも確認していただき。それと川の流れが変わりまして、生活道であった道は沈下橋をつくって、現在は主としては使ってないけれども農道として残っておる道が今にも川の岸が侵食されて、竹やぶはなくなり道が消えそうになっております。そして、それを、その上側は水田であります。その水田も心配しております。

そういうことをこのたび地域から陳情が生まれて、これを町に出し、請願としてまた県へお願いしてくれということで頭を悩ませておりますが、そういうところが段階があるわけですので、係の方も一度は本山へおいでて河川のことも見ていただき、ダムのおかげでこうなっているということを確認もしていただいて、まだ本山でもそういう方が大変住民がおりまして、今日もここまでよう来てないが、本山でもこういう意見を聴く会を設けていただいて、十分、ダムの下流がどれだけ被害を受けているというか、そういうことについても把握して対処していただきたいということをお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。ダム下流の現状をしっかりと、できれば地元の人たちと一

緒に見ていただくのがいいのかもしれませんが、確認していただきたいということなんです。それと、本山でこういった会をとということですが、会については先ほどご回答いただいていますので、今の現地確認という件について何かございましたら。

○河川管理者

県の河川防災課長の長谷部です。いまJさんから言われましたダム下流ですね。下流のヨシの繁茂等々、河川というのを本当に知っているかと、来て見てもらいたいという話がありました。これについては、今日本山事務所の所長も来ています。そういう中で一回、一回というよりも前回一回市長さんの意見も聴いているわけなんです、現地へ行きまして、その辺しっかりと見ておきたいし、またその辺の状況をご説明もしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○ファシリテータ

よろしいですか。どうぞ。

○参加者（Jさん）

今の方が現地へ見においでとくださるということですが、今申し上げたささいなことですが、これは下津野という水田の下ですので、県の方がおいでとおったらわかると思います。それから、県の係の方には一応見ていただいて、写真も撮っていただいておりますので、現地確認もしやすいと思いますので。これは下津野・渡津渡船場道といいまして、農道でございます。これをつけ加えておきますのでよろしくお願いします。

○ファシリテータ

はい、わかりました。ありがとうございます。

では、お隣の方どうぞ。

○参加者（Bさん）

本山のBでございます。先ほどから選択取水と導水バイパスというようなことでご質問も他からあったわけですが、そのあたりが水資源機構にし、建設省にし、あやふやな点がございます。本山町に水資源機構から選択取水をするという改造をしたいということでお話があったときには、上下に機械を移動してきれいな水を流すのでお願いしたいというようなことで、それだったらよかろうということでありましたが、私が非常に疑問にするのは、大雨が降ったときには一気にそのところから悪い水をどんどん流してやるんじゃないかというような住民からの批判もございますが、その点。

それと、導水バイパスというのは、昭和50年、51年に大雨が降ったときに、あの上のダムの事務所がずるずる動いたと。そうしたら、本当かうそかわかりませんが、職員みんなが逃げてしもうたと、そういうような面で、我々の言う導水バイパスがそうした危険度があるときに池田の方まで導水バイパスをつけていただきたいというのが我々の願いであったわけですが、その点についてお答えを願いたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。2点ですね。選択取水についての質問と、それから導水バイパスについて、ダムの危険管理というような意味での導水バイパスという考え方はないのかということだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○河川管理者

池田総合管理所の片山でございます。選択取水の運用というのは、選択というのは層を選べると、取水深をいろいろ変えることによって貯水池の水を送れるという設備でございまして、当然、水温に配慮しながら洪水時、要は真っ黒い水が来るときはなるべく貯水池に洪水が溜まらないように選択取水も下流の漁協さんにご協力を得ながら、上からゲートから出しているときには選択取水深を下げ、黒い水、濁水を早く貯水池の外へ逃がすということが効果的ということで、平成14年度以降8回洪水操作時にそういうことをしております。

普段はおっしゃったとおり、いいところの層、清水、きれいな層を選びまして選択しておりますが、洪水時にはそういう操作をするというところで、ちょっと説明が難しくなっております。

それから導水バイパスの話、池田ダムまでですか。池田ダムまとは何十kmという導水管を、50m³/s、60m³/sの水を送る管、どう送るといふのは不可能というふうに思っておりますが。

以上でございます。

○ファシリテータ

選択取水については、洪水時と通常時の使い分けというご説明ですね。池田ダムまでの導水バイパスは現実的ではないのではないかということですが、よろしいでしょうか。

では、次の方どうぞ。

○参加者（Cさん）

大豊のCという者ですけど。会の冒頭で私質問させていただきましたけど、首長がいろ

いろいろな意見を述べた、それに対する対応、それから本日の吉野川流域の住民の意見がどこまで吸い上げていただけるかということで先ほどから会の中で皆にご意見を聞きよるんですけど、この吉野川水系河川整備計画の修正素案を出されて、これを本日説明をした中で、権限を持たれた方がこの事務局の方の中でおいでますかどうかお聞きかしたいんですけど、どうでしょうか。

○ファシリテータ

権限とおっしゃるのは、整備計画の内容について記述を変更する権限をお持ちの方という意味でよろしいですか。

○参加者（Cさん）

そうです。

○ファシリテータ

いかがでしょうか。

○河川管理者

権限というと非常に難しい言い方、多分質問された方もその辺はわかって言われたのだと思いますけど。整備計画というのは、四国地方整備局長が定めるというふうになっております。ただ、そういう意味での権限は局長になるわけですがけれども、実際に局長が全部文章を書いているわけではございません。当然我々事務局が書いております。御存じのように、今日私は四国地方整備局河川部の調査官でございます。それから、吉野川に関わる徳島河川国道事務所、それから吉野川ダム統合管理事務所、それと四国山地砂防の各所長も来ております。また、これに関わる水資源機構、それから県の方も皆来ております。そういう意味では、それぞれ責任を持って文章の原案をつくっていく者は皆ここにいるというふうにご理解していただいて結構です。

ただ、権限という言い方になってしまうと、正式になるとこれは局長でございます。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Cさん）

当然それは理解の上での質問なんですけど、本日のこの会の中でいろんな意見が出ました。これは今後、事務局の方の中でご相談の中で将来に向けて素案として出てくると思うんですけど、先ほど申しましたように人の意見に入りますけど、当初平成9年に早明浦ダムの選択取水装置を設置すると。それで平成11年の3月から6月に供用開始という意見の中で、

僕らは下流域の住民で、早明浦ダムの中で説明を受けていました。

けれども、今の説明の中では平成14年度からは水の選択取水層をどのような位置からとるかとか、いつの間にか話が変わっているんですよ。平成9年の9月の20何日かぐらいの台風で1週間ぐらい濁水がありまして、今は水資源機構ですけど、その以前に、11月ぐらいに変わる前に僕らが聞きに行きました。そのときにはそういう説明の中で始まって、下流域の住民にはきれいな水を流すという約束の中で選択取水装置を設置するという説明で僕らは帰ってきたつもりなんですけど、そういうことを踏まえて現状何年かたって早明浦ダムの内容が変わっていくということに対しては、下流域には説明はなしということでおるんですが、そこについてお聞きしたいです。

○ファシリテータ

平成9年にあった選択取水の考え方、説明を受けた考え方と現在の運用のされ方が違うのではないかと、それについての説明がなかったということですが。

○河川管理者

確かにおっしゃるとおり平成11年に選択取水というのはきれいな水を送るところで設置した設備でございます。我々といたしまして、その良い使い方、どういう使い方が良いかという検討会をずっとやっていました、学識経験者を入れまして。そうしまして、洪水時にはやはり先に入ってくる水を早く、ちょっとでも濁水を抜いた方が良いだろうというところで、そういう検討会の提言を受けてそういう運用をしました。

そのときには当然下流の漁協さん、自治体さん等に相談させていただきながら進めてきたつもりでございますが、実績としますと、平成16年の洪水が主、平成14年から言いましたけれども、平成16年の洪水が主だったと思うんですが、8回の洪水操作のときに、要は洪水調節をした上のゲートが開いているときにその層を選んでやっているというところで、わかりやすくいうと。逆に洪水ゲートが閉まると、そういう操作自体もやれなくて、最大5日間というように区切ってやっておりますので、そのときのご説明、運用を決めるときに下流漁協さん等にご説明してご理解いただいて進めさせていただいたと思っております。

以上です。

○ファシリテータ

はい。漁協自体には説明があったということのようなんですけども。

○参加者（Fさん）

今の。

○ファシリテータ

関連したご質問。

○参加者（Fさん）

質問じゃないが、漁協だけじゃなしに行政も一緒にお聞きしているわけですよ。漁協だけに限らんようにしてください。訂正してください。

○ファシリテータ

漁協と行政の方にご説明があったということですね。

○参加者（Cさん）

そういう説明の中で選択取水をするときに濁度が約10.5とかそういう数値が出てきよったと思うんですけど、それと水の温度、そういうので下流域にもものすごく影響を及ぼすという説明の中では聞いてはきておるつもりなんですけど、それに対して今の現状で、その選択取水をする時点で先に下の濁った水を流したらどうかと地域住民の一個人で言わせてもろうたこともあるんですけど、それをやれば下の底泥になるんですか、下のヘドロがいては川の環境が変わるという説明の中で言うとしたら、そうしたらいつまでも溜めればそこへ沈殿するだけですよ。それならいつ流すんですかといったら、一生流しませんというのを説明受けておったんですよ、そのときに。それは絶対、現実的に不可能じゃないんですかというのが水資源へ行ったときの議論だったんですけど、それに対してはお聞きしてませんか。

○ファシリテータ

よろしいですか。どうぞ。

○河川管理者

ちょっと難しい質問でぱつと言われて、頭が余りよくないので。洪水時には、大体洪水というのは秋、台風でございまして、早明浦ダムの貯水池というのは、2つの層に分かれています。温かい水の層と下の冷たい水の層に分かれています。そこのところを躍層といって温度変化が急激に変わるところがございまして。それで、洪水が入ってくる時にはやはりその水温だとか濁水の重みで大体その真ん中辺ぐらいに入ってくるというのがつかめておりまして、そういうところをねらって選択取水、ゲートを出すときに一緒にそこから出しているという状況でございまして。

それから、先ほど言われました下の方を使えばということがあると思うんですが、そ

うしますとやはり冷たい水になります。というのが一つぽんと今浮かぶんですが、では洪水時にはどうだということころは、やはり入ってくる濁った水の濃度が高いところを一番先に出したいものですから、そういう意味では中位方向が一番濃度が高いものですから、そのところできているという状況でございます。

○ファシリテータ

はい、よろしいですか。

○参加者（Cさん）

説明は大体わかりました。そうすると、基本的にはダムの水をとってける層が、下流域からもとれないと、あくまで放流時だけに上部層の水温の高いところをとって流しているという今現段階の説明でよろしいでしょうかね。ちょっと僕も質問の仕方がおかしいかもしれませんけど。

○河川管理者

放流水温を見ながらというところでは、はい。

○ファシリテータ

よろしいですか。今のお答えは、水温を見ながら放流をしている、水温に急激な変化がないように放流しているということではよろしいですか。

ということなんですけれども。

○参加者（Cさん）

ちょっと僕の質問の仕方も悪いんですけど。本来は、先ほど皆さんの意見の中で、ダムがなかったら吉野川の水で自然の魚も生きてきたと、そうしたら今ダムによって水の温度も変わり、濁りも出てくると。それに対して自然環境を今訴えるのであれば、環境に対応する事業をこれから素案の中にも入れていってきちっとしてもらいたいというのが僕の意見なんですけど、それに対して、先ほど言いました権限を持たれる方にそういうことを要望もしていきたいと。ここにおいでの方々にですけど、そういうことを出していただきたいと思いますということ。よろしくお願いします。

○ファシリテータ

はい、わかりました。ダム周辺の環境についてももっともっと素案に積極的な書き込みをしていただきたいと思いますということ。です。

一応予定の1時間を少し超過していますので、ここで一度休憩をとらせていただきたいと思います。今38分ぐらいですので、約10分で4時50分から再開したいと思いますので、

よろしくお願いたします。

〔午後 4時40分 休憩〕

〔午後 4時50分 再開〕

7. 議事 (5)

1) 質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

再開をしたいと思います。

○参加者 (Aさん)

はい。

○ファシリテータ

ちょっと済みません。席にお戻りになったらと思います。はい、それでは始めたいと思いますので、どうぞ。

○参加者 (Aさん)

今日は県の方が幸いにも来られておりますので、先ほど県の方が今調査中と。

○ファシリテータ

済みません、ちょっとお名前を。

○参加者 (Aさん)

大豊のAです。その調査は何年頃までするのか、そしてその計画は何年頃まで立てて、実際工事はいつ頃するのかということを知りたいのですが、国土省は30カ年計画と言いますけれど、県はもうちょっと早目にしてもらわないと、30年も待っていったら今日来られている人の半分は多分いないようになると思います。ぜひともそれを早くしていただきたいということ。

それともう1点、前も言いましたが、災害補償をしていただきたいということを1回目のときにはあっさり断られましたが、この間、徳島県の学識経験者の会議では災害補償すべしという意見が出ておったという国土省の文書が私のところへも回ってきました。我々だけじゃなしに、学識経験者が考えても災害は補償すべしということですので、そのことについて前向きな答えをいただきたいと思います。考え中ですか検討しますじゃなしに、できる、できないとはっきり言ってください。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。県管理区間の計画実施のスケジュールについて、まず

お答えいただければと思います。

○河川管理者

はい。河川防災課長の長谷部でございます。先ほどご説明いたしましたが、まず今現在、どういう調査をやっているかというのは、あくまで地藏寺川、合流点から上流の断面、横断を測量しております。それとあと、それによってダムと合流点の水位があるわけなのですが、そのバックウォーターということで、それが出発水位として上流でどうなっているかということが1点でございます。

それとあと、直轄さんの方にもお願いをしてあれから下流の断面、大豊町も含めた断面も欲しいという依頼をしております。

ですから、まずそういうものの調査が終わった後で、当然地元から要望が出てきて整備が必要な箇所ということで検討を行いまして、そういう条件が整いましたら、整備計画を別途に作成していくということでございます。以上です。

あと、その災害の補償というのは、多分河川であれば護岸が決壊したときに、それではどうするのかと。当然、河川管理者としては、あれは災害ということで国に申請して申請がオーケーであれば、災害復旧事業でそれを施工するという形をとっております。それで、その補償というのがちょっと今、私はわからないのです。以上です。

○ファシリテータ

国土交通省の方から災害補償とか学識者会議の内容等について、少しご説明いただければと思いますけど。

○河川管理者

徳島河川国道事務の副所長の山地でございます。私も当然、学識者会議に出ておりましたが、今の災害のときの補償というところ、今私はそういう話は個人的にはちょっと覚えてないのですが、なお今確認はしております。申しわけございません。

○ファシリテータ

あと、補償という観点から国土交通省の方で何かできることがあるのかないのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○河川管理者

河川計画課長をしております館でございますけれども、ちょっと1点確認させていただきたいのです。

災害補償とおっしゃったのは、災害を受けたときに何らかの被害に対して補償をする

といった意味でおっしゃったということによろしいのでしょうか。

○参加者（Aさん）

そうです。1回目のときも出ておったハウスとか田んぼとか、そういう特に大豊町は、平成16年度はハウスが壊れたり浸ったりしたということは8月にも言いましたね。それを我々は補償してもらいたいと言ったけれども、それはできないとそのときには言いましたね。

けれども、国土交通省が学識会議の要望事項というものを高知新聞のチラシの中に入れておりました。あの中には、学識会議では災害補償もするように検討してもらいたいという意見があったということを書いてありました。

それで、それを国土交通省は我々この地域の人間がもし質問があった場合には、どういうふうに答えるかということを考えてきておったか、きてなかったかということを知りたいわけです。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○河川管理者

ちょっと私の方から学識者会議でそういった発言があったかどうかというのは確認できないのですが、そういった1点、補償といった制度についてですけれども、結論から言うと、河川管理者として被災に対する補償という形ではできません。そういった制度も現時点ではない状況です。おそらく他の制度、例えば保険とかいろいろそういったものはあると思うのですが、ちょっと我々の立場として国土交通省の事業の中で補償ができるかと問われたら、残念ながらできないというお答えになります。

○参加者（Aさん）

それはこれから考えることではないの。

○ファシリテータ

済みません。マイクを持ってご起立の上、お願いします。

○参加者（Aさん）

それを考えるのが我々の意見を聞く場じゃないの、これから先。こういう意見があったから、今までできないからこれからはできないというのだったら、別に聞く必要ないじゃないか。それで、そういう意見が学識会議でもあったと、また第1回の嶺北でもあったと、またここで私が今から要望しておりますが、それはぜひともしてもらいたいと思って

おりますが、あるということこれから活かしてもらわないといけないのではないですか。

それから長谷部さんにはお願いしたいのですが、県にも。その地蔵寺川ももっともですが、この本流の吉野川の特に大豊町は護岸がほとんど進んでおりません。私のところの畑もそうです。1反3畝もあった畑が全然なしになりました。それをこの頃は、護岸の工事は吉野川の流域では全然ありません。あっても本当にささやかなもので、そしてそのハイウォーターも下がったのか知らないが、ハイウォーターまではのり枠の天端を持ってくるというのが既に20年前からいったら4m下がっております、現在こしらえている細かいのは。県にもぜひとも土佐町同様、大豊町の護岸をも一日も早く調査をして工事にかかっていただきたいと思います。

○ファシリテータ

本川の早期の整備を求めたいということとは今はできないのだけれども、こういった意見があるということを受けとめて検討していただきたいということですね。

はい、それではどうぞ。

○参加者（Kさん）

大豊町のKと申します。私は四国整備局の方には大豊町は大変お世話になっておりますが、このダムに関することだけはお世話になっていると思っておりません。これは当初から濁水の問題が非常に大きな問題でありまして、それ以外には大変お世話になってここで発言するのはいかがかなと思いつつも、どうしても一言言わせていただかなければいけないと思っております。

当初、このダムができるときには、濁ることもない、濁水、調整もするので洪水の被害もないと誠にきれいな絵に描いた餅を言われまして、それでみんな嶺北の住民は納得してこのダムの設置に許可、ゴーサインを出したわけです。そして、四国は一つというようなことでうちの溝渕知事は打ちました。四国の水がめで命であると。四国は一つだと、四国の命であるとそれまで明言してやっとならしたダムでありましたけれども、現実にはダムはできてからはこんな被害を誰が想定したでしょう。

さっきうちのGさんが少し過激なことを言ったように思いますけど、これは地域の、大豊の住民の叫びであります。そこをひとつ理解していただかないと、ただ笑いごとでは済まないわけでありまして、大豊町はこの間、国土交通大臣に陳情を出すのでも時間がありませんでしたけれども、町民の7割の方が何とかしてほしいと、濁水対策。これは時間さえあれば100%の署名は集まったであろうと思いますが、そういった経過を持って、こ

の大豊町長、それから嶺北の町村長が言ったことは住民の叫びであるということをぜひともひな壇におる方はご理解をしていただきたいと思います。

私は、このダムの問題はダムの上流域と下流域とは全く言う条件が違います。そのところを分けて物事を振りよっていかないと、ダム下流域は今濁水で全部悩んでいるのです。濁水と洪水の被害、先ほどAさんが言ったのも人為的な被害であると、自然災害じゃないという解釈を持っておるから、損害補償とかそういったものを何とかしてくれんかということがあるのです。

そこで、かつてこのダムができるとき、大豊町なんかも小学校がたくさんありました。小学校10校、中学校4校あったのです。そのときに、もう吉野川は水泳ができないからプールを全部建設してくれと、水資源開発公団で援助をもらいましてプールをこしらえました。もう40年たちまして、これが修理の段階になります。こういったことは、今度修理の段階になったときに、もう一度それぞれ、機構は変わりましたが、この直下の水資源の開発公団にかわるそういう方法でまた復活もできるのかと。

それともう1つは、私はいつも町内でも言っておるのですが、濁水の問題は未来永劫解決はつかないということは、昭和58年に異常渇水のときに東京に行ったときに言われたのです。高知県の議会にも、東大の先生の名前は忘れましたが、この濁水はなかなか難しいと、そんなに簡単に解決はつかないと。もうあとはどういうふうに解決するかと言ったら、お金でも勝負せんかということではいかないと、確かに表面取水とか導水パイパスもしないといけないと。つくった以上は国土交通省は責任をもって、下流域には濁水がなくなるまでは地方交付税にかわる特別交付税とか、そういったお金でもってしばらく一生懸命努力はするけれども、地域の住民の溜飲がおおりるためにはこういう特別交付税でもやるから、その間は何とか辛抱してくれんかということができれば、うちの町長もAさんのところのハウスがつぶれた、畑が流れた、畑の耕土が流れたといってもお見舞いの1つでも出せるんです。

ところが、今は高知県は極端な貧乏県になりまして、それに直さず大豊町も非常に苦しい財政で、そういった被害を負いながらも見舞金の一つも出せない。

しかし、現実にはこの濁水を利用して、水を利用して四国の3県はお金をもうけておるわけです。我々が犠牲にならなければいけない必要はないと思います。だんだん昼からも聞いていたのですが、この嶺北の協力した住民が被害を感じることは私はないと思ってます。その間には確かに国土交通省もこれから濁水の対策はしていただかないといけない。

これは未来永劫つくった責任上、どうしても責任をもって解決をしてもらわなければいけませんけれども、その間に何にもしないことではいけませんので、ひとつ特別交付税でもやってくれんかということを経済交通省として検討して、ダム直下の濁水で悩まされているところには、それなりの応分の援助もしていただきたいと、そういったことができるのかできないのか、どうしたらできるのか、その知恵を教えてくださいたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。濁水対策は取り組むべき重要な課題であるけれども、それだけじゃなくて被害を被っている地元に対してどういう手当ができるのか、それでどうすればできるのか、そこら辺を示していただきたいということなのですからけれども。事務局の方、いかがでしょうか。宿題ということに、次回にお答えをいただくと。何か皆さん、腕組んで考え込んでいらっしゃるのです。どうでしょうか、いかがでしょうか、事務局の方。

○参加者（Kさん）

プールの問題を教えてください。

○ファシリテータ

それでは、プールについては、河川で泳げなくなったのでその対策としてプールが設置された。ただし、40年もたてば当然更新の時期が来たり改修の必要があると、そういうことに対する具体的な手だてというのは、どうなっているのかということをお聞きいただけますか。

○河川管理者

ちょっとプール、昔、建設当時に補償をされたということなのですが、その補償されたときは施設そのものを渡して維持管理も含めてやられたと思っております。プールをまた再度補償というのはなかなか難しいというふうに思っております。

○ファシリテータ

現実的には難しいというお答えですが、どうぞ。

○参加者（Kさん）

難しいのはわかっておるのです。どういふように我々が要望していったら可能性があるのか、その方法を教えてくださいたいです。

我々は東京へ行けば、1日行けば6万円ぐらゐの旅費が要るんです。かつて昭和58年の濁水の時にも東京へ行ったのです。しかし、水資源開発公団の所長は、誠に申しわけありませんと言って平身低頭で断るのですけれども、我々は2日も3日も逗留してやる財源が

ないんです。そのうちに帰ってこなければいけません。そこでどうしても綱引きは負けません。

だから、単刀直入にどのような方法をとったら、特別交付税なりのそれなりの手当がもらえる方法があるのか。それは皆さんお役人だからわかっていると思いますので、こういう方法があればこうなさいと言え、嶺北の町村も力を合わせてその運動もしないといけないと思います。その知恵を教えてくださいたいわけですので。

○ファシリテータ

できる、できないではなくて、どうすればできるのか知恵を教えてくださいたいということですけども。

どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長の館です。非常に難しい宿題でございます。我々としても今、どういう知恵があるかということをお問われてもなかなか答えが出ない状況です。今の質問というか意見に対しては、ちょっと宿題という形でさせていただきたいと思います。

○ファシリテータ

これだけのメンバーが揃ってもすぐには答えられない難題だということなのですけれども、何かございましたら。

○参加者（Kさん）

答えの出ないのを時間を延ばすのもなんですが、やはり濁流がいった地域の方が迷惑しておるというのは、そちらにおいでの方はみんなわかっていると思うのです。その叫びをみんながここに来て叫ぶわけで、ダムの上流域と下流域とは全く違うわけで、上流域に濁水の発生をするところにはそれなりの手当をしていただかないといけません、堰堤から下のところは国の直轄ではございませんと一はねでするようなことをするのなら、やはりそれなりの私は対応をしていかなければならないと、地方は地方の意地をもって対応しないといけないと私は思っています。

だから、答えがないというのは非常におかしいし、それは難しいのはわかっています。法律から動かさなければいけません、しかし法律は人間がつくって、四国の議員に働きかけを我々がしないといけないわけであって、そして次の運動展開をしないといけないわけでありますので、ただ簡単にここで言って、それは課長さんが言うとおりでありますが、その私が例えばこの濁水で下流域で被害を感じている町村に、そういうようなものを交付

税で5億なら5億、3億でも構わないから町村に配付してくれというのは無謀な意見でしょうか、そこだけもう一回お願いします。

○ファシリテータ

無謀な要求かどうかというようなご質問ですけども、いかがですか。

○河川管理者

河川計画課長の館です。今ご発言の中で嶺北としての叫びであるということをおっしゃってございましたけれども、そのことについては本当にしっかりと我々としても受けとめていかなければいけないと思っています。

ただ、先ほど交付税が果たして無謀かどうかということについても、正直言って無謀かどうかはわからないというのが現在の我々の状況ですので、申しわけないですけども、なかなかそう問われてもうまい答えはちょっと見つけられないかなと思っています。

○ファシリテータ

ということで事務局、返答に困っているような状況ですけども、宿題ということでご検討していただくと。多分、Kさんもお承知の上でおっしゃっていて、こういう制度ができれば可能なのではないかというようなことが本当はお聞きしたいと思いますので、そういう観点からご検討いただければと思います。

では、他の方。はい、どうぞ。

○参加者（Lさん）

本山町のLでございます。実は私は外地で生まれて引き揚げをしてきたと。その中で、この土讃線の汽車から見下ろす吉野川の美しさ、まさに私は日本一であり世界一であり、今世界の遺産にもと、そんなような思いもいたすところでもあります。

しかし、今出てますように、この濁水で本当に川底の石は焦げ茶色で本当に汚い川と。また一つは、この吉野川は石のきれいな川である。これも一つの財産であったと思います。しかし、この石はどうでしょう。本当にヘドロでのかないという状況にあります。

このことを振り返ります前に、私どもの町に山梨県から来ておりました…という画伯がおりましたが、この方がこの吉野川に注目し12色の石を粉にして絵を描いた石画というんですが、これは私たちの嶺北中央病院にも飾られておまして、大変有名であります。

いま一つは魚の宝庫であったということが言えると思います。5mも上から魚の動きが見える、あるいは夏になれば本当に瀬にはいっぱい…、これは言い方がどうか知りませんが、日焼けした…という両方がありました。この吉野川はえ釣りでは釣れないというの

は、大変腐葉土があり、えさが豊富であり、コケなどが多かったというような歴史があります。

そして、そういうことを承知しながら、当時の建設省、濁さない、道路はよくなる、さらには観光に大きな役割を果たす、このように言われてきたところでもあります。当時の建設省、現在は国土交通省であろうと思いますけれども、この国土交通省、国の責任でこうした問題になってきた今日、大きな犠牲になっている今日、このことを嶺北の直轄化は困難ということに対しては、私は大変不満であります。このことにつきましては、私は県当局もこれに対する姿勢がどうなのかとっております。当然ながら、源流の一滴から徳島県の河口堰まで一級河川吉野川であります。私は、こうした取り扱いがいかがなものかと大変不満に思うわけであります。四国整備局では、吉野川四国総合開発の旗印として四国は一つ、このようなことはいつも発言をされております。こういう姿勢と大変一致しないというように思っておるところであります。

また県当局におかれましては、議会の質問において地方分権の云々ということもございましたが、この川の管理は地方分権で発展があるのか。地方分権によって非常に特色を出すことはある場合もありますけれども、この河川管理など県が地方分権で特色を出せるのか、私はそのように思います。県当局が決して災害復旧などをやってくれてないとは言いません。努力はしておりますけれども、これは当然ながら私は国の責任においてやっていただかなければならないことではないかと、このように思っておるところでございます。

冒頭の説明において、そのように聞いていますというような大変他人的な発言がございました。これは国の方へ当然この地域の声として押し上げなければならないのではないかと思うわけであります。私たちのこの川、高知県は太平洋へ流れておりますけれども、瀬戸内へただ一つ流れており、四国四県にまたがり四国の命というように言われて、だんだんからもありましたけれども、他県では大きな財産としてあるわけです。私たち特に直下の町としては大きな犠牲があるわけです。多分、このダムがなければ、本当に遺産であり、たくさんのアユの漁師が集まっていたらろうというような思いをします。まさに当時の約束は全く果たせていないというように思うわけです。

洪水調整というのはよく声に出てまいります。確かに洪水調整という面では私たちも一定の評価はしています。ただこのことを振り返ってみます前に、吉野川の砂を洗い激流、急流になっていて沼地をなくし、あるいは溢れてくる、はん濫をする、それは私たちの地域にはなくなったと思いますけれども、川をやせさせているという実態があると思います。

実は、私たちの地域にはかつて渡し船、渡船場というのがありました。渡船場というのは、砂地があり、また淵があり、船を安全につけなければならない状況であるわけでございます。こうした地域が今、本当に土地はやせ、崩壊の寸前にあるという実態があるわけでありまして。

先ほど大豊町の人からもありましたけれども、私どもの地域におきましてこのダムとプール、それから支流での水泳をさせる監視人など、また私たちのところには沈下橋というのがございます。もちろん、沈下橋は水に浸るといのは承知をいたしております。しかしながら、このダムの管理と沈下橋の管理は大変時間がかかります。もちろん、役場の職員が通行止めをするわけでございますけれども、即県道から国道から通行止めがわかるわけではありません。住民は渡ろうと思っても、そこへ行って初めて渡れないというような実態があるわけです。私たちのところでは、こうしたところで電光掲示板なども必要だということがあります。しかし、大変弱い財政です。そうしたところにも手が回せない。

こんなことを振り返ってみますと、本当にこのダムの犠牲は濁水だけの問題じゃない、幅広いそういう影響を受けている。しかも今日、長い年月がたってそうした事態にあると。どうか砂場の問題なども調査をいただきたいと思います。私たちのメインになっております帰全山公園の雁山といいますけれども、雁のくちばしが本当に今欠けてなくなっているという実態があります。ダムからは砂を起こしてくれないという実態にあるわけでございます。直下は本当にもう死の川というように思っておるところであります。

どうか昔日の吉野川、今一度見つめていただいて改善をしていただきたいし、これは国の責任でやっていただかねばならないと、このように思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。かつてのいい時代の吉野川について具体的なお説明をいただいた上で、ダムができたことによって環境が大きく変わったということで、四国は一つと言ってできたダムにも関わらず、河川管理は直轄と県管理みたいになっているというのは矛盾しているのではないかというようなお話もございました。やはり昔の吉野川、これは特に環境面でということだと思いますけれども、それが取り戻せるような整備計画をというご意見ですが、これについて何か事務局の方からございましたら。

ちょっと事務局の回答能力が今低下しているみたいなので。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。ずっとまさにもとのもとの始まりがダム区間下流の直轄化、そこはかなり国の責任だということで皆さんおっしゃっているのだと思います。これについては何遍も申し上げます。今の状態で国が直轄管理をするというのは非常に難しいだろうと。もちろん皆さんの言っていることはよくわかっております。わかっているけど、安易に私がここでそれではできますとお約束できるようなものではございません。

ただ、我々としても当然、管理主体がどこであろうと一級水系としてよい川の状態を整備していく必要があるという意識はちゃんと持っております。県を通じてという形にはなろうかと思えますけど、その辺は我々としても県にいろいろ物も申ししていきたいし、県の方もその辺は十分わかってきているというふうに思います。

それから川がやせるというのは、多分私の聞き間違いでなければ、下流へ土砂が流れてきてないという意味合いでよろしいのでしょうか。ダムというのは、確かに水も溜めるのだけど土砂も溜めてしまいます。溜めた土砂によって堆砂という形で問題も起こすし濁水の問題も起きています。一方、ダムから下流は川がやせてくるというか、砂利がなくなってくるというような問題があります。これについてはいろんなところ今研究していて、上流で土砂を掘削して下流にそれを戻してやるというようなことを考えております。

吉野川ですぐどういう形でできるかというのは、これは水機構の方ともまた相談しながら検討していかなければいけないと思えますけども、いろいろな対策というのは考えられるし、ちょっと今の段階で整備計画にどこまでそういうものを書くかというような形はご返答できませんが、この辺は持ち帰って少し勉強させていただきたいと。次回、またどういう形でお返しができるかと思っております。

○ファシリテータ

はい、よろしいでしょうか。

○参加者（Lさん）

吉野川、本当にただ一つ瀬戸内へ流れていると思うわけでありますが、実は先日、高知県の川のアンケートなどちょっと伝わってまいりましたが、何か吉野川が高知県の川なのかという住民へのイメージも非常に浸透してないというように思っております。どうか吉野川は高知県の川であるということも、ひとつ県当局にもお願いを申し上げておきたいと思えます。

それから県の管理は、20年、30年を目指しての目標でありますけれども、そういう状

況で県の管理で整備が進んでいくのかと大変不安に思うわけであります。一級河川はあくまでも国の管理で守っていただきたいというように思います。これまで傷つけたのは国のダムであります。どうかそのことを留意いただきまして、今後の整備をぜひともお願いしたいと思います。

冒頭の調査官のごあいさつには、河川整備は着実にこたえていきたい、今日の意見にこたえていきたいという私たちは期待がございましたけれども、後の嶺北直轄化が無理だということに対しましては、えらい話が違ふというように思いました。以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○参加者（Fさん）

本山のFです。これはその他になりましたが、最初の質問でお願いしてあったのですが、なかなか回答はいただいております。3回目のこの説明会の中には、不特定用水の件について明確な回答ができるようお願いをしておきます。

それともう1点は、本当に上流にダムへ堆積する、またそれに伴う濁水という問題が現実にあるわけですが、先ほども出ておりました。ダムができたことによって、ダムから下流は濁水と川がもうやせてしまっております。この計画へは川に親しめる川づくりということの中で、ダムから下流について県がするのか国土交通省さんの方であるのか、そこらは私の考えとしたら河川管理は県だからということですので、県の河川課として国土交通省の方へ本当にダムから下流の子供の親しんでいけるような川づくりの中で、砂場がもうなくなってヨシばかりです。大人でも川淵を歩くことができません。

また一方、ヨシというのは水を浄化する作用ということで琵琶湖なんかではよいと言われておりますけど、吉野川にとってはこの濁水を浄化してくれるのなら私どもも喜びますけど、浄化することができない状況になっております。

このヨシを除去するとか、川の整備またはそれに伴う護岸の災害等々もこの整備計画へ完全に載せてもらって、先ほどから出ておりますように、犠牲になっておるのはこの嶺北地域です。このことを真剣に、この机上で云々ではなくて現地を歩いて見て、第3回目にはひとつ実態を踏まえて私の方からいろいろとお願い、実態を言うのじゃなしに、今日お集まりの皆さん、国土交通省さん、それからそれぞれお役人の皆さん方が歩いてみたらこうなっておるからこういうようにしますよというように、ひとつ次回の3回目の会を期待しておりますのでどうかよろしくお願いしておきます。以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。3回目には不特定用水については明確なお答えを求めたいということと、それからダム下流の県管理か国管理かは別にして親しめる川づくりというものを計画にきっちり位置づけるようにしてほしいというご意見ですね。

はい、それではどうぞ、後ろの方。それでは、どうぞ。済みません、事務局の方から。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。ちょっと今のご発言の中で、もし皆さんの中で勘違いされている人がいらっしゃると思ひましてしゃべらせていただきます。

今、我々がお示ししている吉野川水系河川整備計画というのは、国の直轄管理区間の整備の計画。それで、先ほどから何遍か言っておりますけれども、県管理区間については県の方でつくる整備計画という2つの形になります。この中にも県区間のことをあわせて書いてほしいというふうなもしお申し出だしますと、実はこれは法律的にどこからどこの区間の整備を書きますよということで、かなり難しい面があります。これについては、町長さんたちが集まったときも、これに県区間のことを書いてくれということでお話があって、具体的にここの箇所をこうするというような整備計画的な書き方というのは、この中ではおそらく難しいでしょうと。

ただ、直轄区間と県の管理区間は一緒になってちゃんと川を管理しなきゃいけないというような形で書くという方向で何とか検討いたします、ということをお答えしています。もしこれが直轄区間なら直轄区間でちゃんと書きます。県区間の中でやらなければいけないということになりますと、それは県の方の中で書くということになりますので、その辺は、我々は一生懸命やっておりますけれども、誤解のないようお願いいたします。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Fさん）

そのことについてですよ。それで最初にお断りしたように、県の河川課の方も国の方へこの計画へ入れるようお願いもし、その計画をどうしても入れてくれないのから入れてくれないということ、3回目のときには県の河川課の方からの回答をいただきたいと思います。これは国の方も県の方から来れば、当たり障りのない場面でもせめて一緒になって書く意思があるのかないのか私は疑いたくなります。以上です。

○ファシリテータ

どうぞ。

○河川管理者

意味がわかりました。済みません。中身がわかった上でのご発言だったということで
すね。それでは、私も1つだけ言わせていただきます。

この計画をつくるときに、国の方から県の方に一緒にやりませんかという声はかけて
おります。ただ県の方から今の段階ではデータ等がないということで、分けてつくるとい
う方向でやりたいということで聞いておりまして、国が県と一緒にやりたいというものを
おまえら入れてやらんと、これは国の計画だから国の分だけを書くということになってい
るような状態にはなっておりませんので、その辺は誤解のないようにお願いします。

○ファシリテータ

ということで、よろしいでしょうか。ちょっと途中だったので、そちらの方を先に。

○参加者（Mさん）

大豊町のMといいます。ちょっと環境の関係のことなのですが、計画書の方で93ペ
ージに河川美化についてのことで計画が挙がっております。まさしく先ほどからダム等
によりまして水質の悪化、魚が減ってきたという話が出ておりますが、実際には他に生活排
水の問題とか河川に投棄されたごみの問題とかがあって、ダムだけが原因だと言えないよ
うな残念な現状であるということもわかっております。

先だっても不法投棄されたものとかも見てきたのですが、こういう他の地区から持ち
込んだようなごみではないようなものが大量に道路から下、川やダムへ向いて大量に捨て
られているのが現状です。ここに関しましては住民の意識の問題だと思うのですが、最近
はアウトドアとかスポーツのことで吉野川が美しいということで観光客の方々が大変来て
いただいております。そういった中で、非常にそういった状況が残念だと思っております。

この計画の中に、悪質な行為に対しては適切な対策を実施するというふうに書いてお
りますが、具体的には書かれてないですし、実際対策といっても実際に取り締まるとかい
うところまでしていたがけるのかなという不安もあります。そして、その下にどの場所に
不法投棄がされているかの確認できる資料を作成し配るとありますが、どこにごみが捨て
られているという地図をつくられても、それが不法投棄にどこまで対策として効果がある
のかなというところも疑問に思っています。できましたら、もう少し踏み込んだ内容をこ
の計画の中に盛り込んでいただきたいと思っております。そしてまた上流域の住民意識、
河川美化に関する住民意識の向上に役立てるような支援も盛り込んでいただきたいとい

う一応お願いなのですが、ご検討の方をよろしく申し上げます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。河川美化についてももう少し具体的に効果のある対策を盛り込んでほしいということ、あるいは上流の住民の方々に対して河川美化の意識をもう少し高めるような支援ができないかということなのですが、これについて何かございますでしょうか。

○河川管理者

済みません。徳島河川国道事務所の副所長の山地でございます。今の美化の件でございますけれども、上流、下流といったことをある程度分け隔てなくここで書かせていただいておりますというのが実態でございます。

具体的にとか、あるいは効果のある施策ということでございますが、ここの表現では今まさにおっしゃっていただきました例えばごみ箱をつくるということでございます。ごみ箱をつくる目的は、やはり例えば下流であれば毎日パトロールカーが河川を巡視して、どういったところにごみが捨てられているのかそれを調査して、当然場合によっては1週間、1カ月に一度全部回収できるものは回収して、それぞれに持っていくというのが実態でございます。

そういったよくごみが捨てられている場所をまずマップにつくって、皆さんによくわかってもらうと。地域の方々にはですね。どこにどんなごみがどれくらい捨てられているのだろうかということも知らずに、どんな状態があるかというのは少しおかしいと思いますので、まずそこから皆さんに知っていただく、意識を変えていただく。

あと、「悪質な行為に対しては」ということの記述もあるではないかというお話でございます。まさにこの「悪質な行為に対しては、関係機関と連携を図る等の適切な対策をする」ということございまして、これはごみの不法投棄があった場合は告発はできるわけですね。これは私だけではなくて誰でもできるわけです。まずその目的としましては、相手を特定しなければ告白もできないと。我々河川巡視の中では、ごみの中身を調べてその中に何か証拠品みたいなものがないかどうかとか、そういったものも確認しております。

なお、ここで関係機関等と連携をとるというのは、やはり今まさにおっしゃったとおり、住民の方々の意識もありますし、それから我々だけでも取り締まりはできないと思っております。

具体的な事例として、私が以前いた川ではやはり住民の方と地元の町とか市とか行政、

我々、それから警察、こういった方々でいろいろその地域ごとに今グループをつくりまして、みんながよく捨てられる辺りを普段からよく見ていると大体わかっていますので、みんなの目で監視をしていくと、見つけたらすぐ通報体制もとっておりまして、そういう体制も整えていつでも警察に連絡ができるといった形の具体的な体制を整えながら、法的対策をやっていくということで対応してきた事例がございます。そういったものを最終的に、そこも告発した事例もございますし、検挙された事例もございます。

ですから、そういった形で今後皆さんでご支援をいただきながら体制をとっていただければいいなということがございます。

○ファシリテータ

今のご質問は、踏み込んだ記述をとということだったので、その辺についてもご検討いただければと思います。

それでは、どうぞ。

○参加者（Nさん）

貴重な時間をいただきまして、ちょっと。大豊町のNと申します。県の管理課長さんに本山のFさんが不特定用水の件について次回までにお願ひしたいというご質問というか、ご意見があったのですが、不特定用水なるものがどんなものか、私も余り知らないのですが、皆さんも御存じないかと思うのです。それを簡単にご説明いただきたいと思いますが。

○ファシリテータ

不特定用水とは何なのかということを中心に。もう余り時間がございませんので、手短かに説明していただければと思います。

○河川管理者

ダム統管の所長の岡崎でございます。不特定用水といいますのは、従前から川の取水というのはいろいろ新しく取水、通常河川法に基づいて許可を受けていただいて取水するというようになっておりまして、取水の順番とかいろいろ昔からある水利権もありますし、最近水利権が許可されたものもあるということで、時期的にいろいろあります。

この不特定といいますのは、例えばダムをつくる場合にそれより以前から既に既得用水なりとして使用というか、水利権としてあったものを一般的に不特定というふうな言い方をしております。それで、新しくまたダムで溜めて開発した水ということもありまして、こういったものは新しくということなので、新規の用水という言い方をさせていただいております。以上です。

○ファシリテータ

ダムができる前からあった既得権として水利権という理解でよろしいのでしょうか。どうぞ。

○参加者（Nさん）

ありがとうございました。不特定用水というのは、今ご説明いただいた被害者でない加害者側に立ったら、そういう淡々としたご説明があるかと思います。

嶺北住民にとりましたら、そんな淡々としたものではないのです。四国の命とか書いてますが、早明浦ダムは嶺北の命取りと。それはどうしてかといいますと、ダムをつくる時に徳島県の方が $43\text{m}^3/\text{s}$ が自然に流れていたのだから、ダムをつくっても流してくれと、そしたらあれほど大きなダムで水を溜めておいたら、ずっと流せるだろうと思って当時の住民はよしよしということになったそうです。

一昨年、早明浦ダムが2回貯水ゼロになりました。すごいヘドロが浮き上がって、川の水生動物も昆虫も何にも、おそらく何年もダメージがあると思うのです。それはどうしてかという、ダムの貯水率が下がるというのに、穴内川の水は少ないのに吉野川はごんごん流れるのですよ。あれはどうしたのやという、ダムの当時に何ぼ低く $43\text{m}^3/\text{s}$ を流す約束をしていると。それで、そういう記事が高知新聞は全く載らなかったのです。県外の読売新聞の徳島版、朝日新聞も不特定用水とはこういうことだということが出てました。高知県は悲しいかなそれが全然載ってないので、どうして流すの、流すのといううちにゼロになって、また水がゼロになる、それをぼつぼつ流せばそのヘドロが流れるのに、発電以外に流入量をすごく超えて $43\text{m}^3/\text{s}$ というものが流れたわけです。これを続ける限り、早明浦砂漠というか、水が少ないときがあるのに不特定用水を考えなければ、どんな治山工事をやろうとこれは濁水とかそれから逃れることはできないわけです。

先ほどから直轄で直轄でと嶺北の人が言うのに、県は国から地方へ、官から民への時代だから、この流れをとめたらいけないといって、ダムをつくったのは人に例えれば大人です。それで、県は子供だと思います。大人が悪いことをしといて、そのした始末の濁る何とかというときに、子供が出てきてきれいな回答ができないというので、おやじを連れて来いと言いたくなるわけです。不特定用水を我々のお兄さん、親に値する県がやっぱり徳島とかけ合って、不特定用水を濁水するときだけは流すのをやめてくれないかと、これの働きをしてこそ、初めてこの席へ来て私どもにこういうふうにやりますとか言えるので、不特定用水の解決なしには何の濁水関係は対策にもならないと思うのですが。以上です。

○ファシリテータ

はい、不特定用水、わかりやすいご説明をありがとうございました。湯水時期のみだけでもとめられないだろうかというようなご提案ですので、これについては多分今お答えがいただけないと思いますので、改めて回答をいただくということによろしいですね。

あと15分ぐらいなので、どうぞ極力手短に皆さんお願いしたいと思います。今、手を挙げられた方には発言していただきますので。

○参加者（Iさん）

土佐町のIです。先ほどちょっと私、聞くところによると1月22日、この間上流域の市町村長の意見を聴く会というのが土佐町でありました。各町村長さん、銅山川流域からは新居浜の市長さん、それから四国中央市の市長さん、それからの町の町長さん、代理の方も含めてですが、おいででした。これを傍聴させていただいたのですが、ここに整備局の局長さんが不在だったということを知ったのですが、そうでしょうか。

もう少し具体的に言います。大川の村長さんから呼ばれて、大川の方に行っていたらしいよと。大川の村長さんの代理としては課長代理が参加しておりました。それで、そのことを一度確認したくて、お願いできますか。

○ファシリテータ

今の件はいかがでしょうか。

○河川管理者

ここに局長がというのは、例の22日の市町村長の意見を聴く会に局長が来てなかったかということでしょうか。

○参加者（Iさん）

はい。

○河川管理者

もともとこの市町村長の意見を聴く会はすべて局長は出席しておりません。我々の方から情報を上げておるとい形をとらせていただいておりますので、別に上流だから来なかったとか、どこかへは行くとかいうような形ではなくて、下流も含めて局長に直接すると。また私の上に河川部長もおりますけれども、そういう方にはこういう会議での場をこういう形でありましたと、それからすべて議事録を起こしてお話しするという形で、皆さん公務等でばたばたしておりますので、会場に来られるということはありません、来てません。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Iさん）

わかりました。すべての会へ局長さんは出席されてないということ。

私たちにしますと、この考え方についてという回答の中にもありますが、地元自治体と協議してという文言がよく載っております。各町村長さんに集まってもらっての説明会、意見を聴く会というようなところへは、最高責任者としてぜひ出席をしてほしい方が何で抜けているのだろうという疑念を持ったわけです。

それで、しかも聞くところによると、何か大川村の方に呼ばれて行っておっらしいと。それで、大川村からは村長代理として課長がこの各町村長さんの席に座っております。ぜひ、こういうような大事な会へは、どこの会へも出席してなかったからということであれば、それもうなずけないこともないですが、大川の村長さんは課長代理をこの会へよこしといて自分は局長さんと大川でお話ししとっらしいよということになると、何か変な考えを私たちは持つわけです。

だから、せっかく我々の代表といいますか、最高責任者の町村長が出席をして、しかもこんなに7市町村の責任者が揃っているところへ、最高責任者の四国地方整備局の局長さんですか、今までは出席されてなかったのだったら、こういう会へはぜひ積極的に出てきていただいて、責任のあるご回答をいただきたいということを強くお願いしておきます。

○ファシリテータ

整備局局長がこういう会に来て、責任ある回答を示すべきだというご意見ですね。

それでは、先ほど手を挙げられていました人、どうぞ。

○参加者（Dさん）

本山のDです。2問治水について質問をさせていただきます。

今、温暖化現象ということで集中的なゲリラ豪雨が多発しつつあるのですが、それで建設当時は80年に一度の洪水に対処できるということで設計されて施工されたと思いますが、近年4回か5回ぐらい異常放流をされていると記憶していますが、この中で検討を行うというちょっと後に引いたような文言になっているのですが、やはりこれは今年起こるかもしれないことですよ。だから、検討委員会というか、そういう治水に対する運用面と施設の改善面についての検討委員会、シミュレーションを踏まえた検討委員会を、この策定の中以外でも構いませんけれども、立ち上げるというようなもっと前向きの施策を考えて

いただきたいと思うのですが、回答をお願いします。

それともう1件は、2つ目については調整ダムの件ですけど、山崎に調整ダムがあるのですが、多分どれぐらいで満水になるのかちょっと私はわかりませんが、発電後30分ぐらいしたら多分満杯になるぐらいの調整ダムだと思うのですがね。それぐらいの小さな調整ダムで本当に調整になっているのかということをお聞きしたいのです。以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。1点目が温暖化で、80年間に1回というのは山崎ダムのことですね。

○参加者（Dさん）

はい。

○ファシリテータ

そういう異常気象に対する安全性について、検討委員会等が必要なのではないか、そういった検討の場を考えるとお考えはないのかという点と、調整ダム、山崎の調整ダムというお話でしたが、その効果について、この2点ですが。

○河川管理者

徳島河川国道事務所の副所長の山地でございます。

今のまず1点目のことでございます。温暖化等、今非常に気象状況が変わってきているということございまして、ご質問の方は早明浦ダムの今現在が80分の1の計画なので、それをどうするのかというようなことだと思いますが、その前にこの整備計画のそういった温暖化による異常気象のようなものがこの計画の中にどのように反映されているのかというその辺の全体的なお話を少ししておきますと、結論的に言いますと、この整備計画では温暖化に対する予測を踏まえた対策といったものは現在のところ含まれておりません。その辺の考え方を少し説明いたしますと、確かに言われるように最近、温暖化によって海水面が上がるとか、あるいは異常な100mmを超えるような時間雨量が降るといった状況はあります。我々としましても、例えば国土交通省の国土交通白書とか、それからそれ以外のいろんな研究成果がございます。将来、どうなるのだろうといったことで、確かに予測をしている研究成果とか、あるいは報告がございますが、非常に今後100年間どうなるかとか見たときにいろんな要素がありまして、その予測の範囲に非常に幅があるといったことで、それを今すぐ生かせるという状況にはなってございません。

それとあと、この整備計画そのもののごとくでございますけれども、まずここに書いて

ございますように、今の吉野川、直轄管理区間につきまして現状を書かせていただいて、そして今どんな課題があるかということも書かせていただきました。今現状として見たときに、こんないっぱいいろんな課題があって、まず今日の前にある課題についてこの30年間で我々がいただける予算の中で何ができるかといったことを書いてございます。今言いましたように、ある程度予測が難しいような対策についてはどうするかということでございますが、その考え方の基本はまずこの河川整備計画は今決めていくものではございますけれども、今後そのような状況も踏まえて気象状況が変わるとか河川の状況が変わるとか、あるいは社会情勢が変わるといったときには、見直しを行っていきますということを各実施項目の中にも書いてございます。

それと、整備計画そのものはそういったことでございますけれども、あと今言ったような現在の課題を解決していくことが先決だろうという立場に立っているということでございます。

それと、ちょっとダムの方につきましては、これは私の方から説明を控えさせていただいて、かわりにダムの所長の方からお願いします。

○河川管理者

統管の所長の岡崎でございます。今説明したように温暖化という前提条件がまだ非常にはっきりしてない部分がございます。ダムの計画、先ほど説明しましたように流入量、放流量、計画を越えるような洪水も発生しておりますので、そういった実態を踏まえて今後検討していくようになるのですが、ただその温暖化につきましてはちょっと条件がはっきりしないので、そういった検討の過程でそういった条件が出てくれば考慮することになるかと思っておりますけれども、ちょっと今の段階でどんなふうにとすることは控えさせていただきたいと思っております。

それと山崎ダムの調整についてでございますが、これは電源開発が運用しておりますので、電源開発の方に確認をいたしております。一応、操作ルールというのがありますので、早明浦ダムの方からピーク立てで放流した流量をその時点でできるだけフラットにして流すということで運用をしているというふうに私の方は今聞いております。以上です。

○ファシリテータ

ご提案があった異常気象対応の検討委員会等についても、現時点ではまだお考えはないということのようですけれども、どうぞ。

○参加者（Dさん）

だから、検討していただきたいということが結論なのですが。

というのは、何の場合でも安全指数というのがありますよね。想定できないとか、それはないのだと思うんですよ。だから当初、80年に1度の集中豪雨といいますか、量に対しても対処できるというのに、まだ40年しかたってないのに4、5回も80年に一度のやつが起きているというのはおかしいですよ。

だから、事故があってから考えるのではなくて、事故がある前に考えておかなければいけないのではないですか。そのために検討して、施設をどういうふうなやり方かわからないけど、ダム施設を変えるなり運用面を変えるなり、それか監視施設を充実させるなり、その検討をしてやはり住民といいますか、この下流のところに被害が起きないようにするのが普通じゃないですかね。だから、今そんな想定できないからじゃなくて、想定をしてやらないといけない。

それともう1件、調整ダムの件。私が聞いたのは、あの調整ダムというのは本当に機能というか、調整ができるだけの機能を有しているかどうかという質問なのですが、それについてまだ明確には。私は感じとして、調整ダムは機能を発揮してないのではないかと思うのですよ。本来なら必要ないのではないかと思うのですが、どうですか。

○ファシリテータ

調整ダムの必要性というか機能ですね。それから、これはご提案に近い話ですが、要するに異常気象に対する知見がないからわかってから検討するのではなくて、だからこそ今から準備する必要があるのではないかというご意見、ご提案なのですけれども、いかがでしょうか。

○河川管理者

河川調査官の大谷です。ちょっと回答がちぐはぐになったのは、温暖化現象というイメージで我々はとったので。

温暖化現象についても今東京の方で検討、研究をしておる最中ですが、ご質問の趣旨が温暖化現象というよりも、既にいっぱい雨が降ってということで計画をちゃんと検討すべきだと。温暖化になると今度はいろんな要素が入ってきますのでこれはあれですけども、その意味では今回の整備計画の策定の中にもダムの見直しという形で検討した形を反映させて、これは出してきておるといふふうに思っております。検討委員会というか、常にこういう施設の運用については、我々はデータを集めて検討しておるといふことで、決して放ったらかしにしておるといふことではないので、その辺はご理解ください。

○ファシリテータ

山崎ダムの件はどうでしょうか。

○河川管理者

統管の所長の岡崎でございます。いろいろご意見をお伺いした中で、私の方も電源開発の方に行きまして、そういうご意見が出ておるとい話をして確認をしております。そういった中で山崎ダムも操作規程というのを持っておりますので、それに沿って適正に運用しているという話をじかに確認して帰ってきております。

○ファシリテータ

適正に運営しているということは、効果があるというふうに判断されていると。質問は、効果がありますかということだったので、お答えはあるのかないのかで答えていただければいいと思うのですけれども。

○河川管理者

効果、操作ルールがそれぞれのダムというのはございます。早明浦ダムもありますしそれぞれ、山崎ダムについてもございます。それに乗かって操作をしているというふうに聞いてございます。

○ファシリテータ

済みません。ちょっと話がかみ合わないので、どういう効果があるかということについては、具体的に今度資料を提示していただくというふうにした方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○参加者（Dさん）

はい。

○ファシリテータ

もしよろしければ、どうぞ。

○参加者（Dさん）

運用どおりやっているというのは、それはわかります。運用が本当に効果があるかということを知っているわけです。

それと、治水についてこの計画外でいいと思うのですが、早急にやらなければいけないことじゃないかと思うのです。もしそれが本当に機能しているのであれば、連続して平成15年、平成16年か連続して起きましたよね。連続して異常放流が起きるわけがないと思うのですよ。研究しているだけで、そしたらちゃんと指導しているのかなという疑問が

残るのですよ。実際。ダム放流指導をどうされているのか、改めてお伺いしたいと思うのですが。

○ファシリテータ

異常放流が既に何度も起こっている中で、それについてどういうことを今後考えているのか、対策として何か考えているところがあるのかというご質問ですね。

○河川管理者

異常放流といいますか、計画以上の放流をしておることがございました。それをもとにしまして、この整備計画してございますけども洪水調節、本文の74ページにも記載させていただいておりますし、先ほどの説明でも説明させていただきました。「早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築する」というふうに書いてございますので、そういった過去のそういう洪水の実態も踏まえてこういう対応をとるということを記載させていただいております。

○ファシリテータ

整備計画にも基準を上回る放流に対する対策というのが盛り込まれているという理解でよろしいですね。

○河川管理者

洪水調節機能を強化する、向上させるという意味ですね。

○ファシリテータ

はい、わかりました。よろしいですか。

○参加者（Dさん）

ちょっと長くなるから申しわけないのですが。だから、今その検討をされているのですね。検討というか、シミュレーションをして対策を考えていると。それを実際に指導というか、水資源機構なりにちゃんと運用容量について規制というか、指導をしているかということ。そこら辺についてお答え願います。

○ファシリテータ

ダムの運用について何らかの指導なりされているかということなのですが。

今、事務局が検討中なので、少しご案内しておきます。ただいま、今日の予定は6時と実は申し上げてまして既に5分過ぎているのですが、この話が続けているので打ち切るわけにもいきません。それから、もう一方お手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃいました。その他、もし発言をされたいという方があれば、この時点で確認しておきたい。こちらのお3

方ということでよろしいでしょうか。それでは、本日の会はそこまでということを目ざしたいと思います。

どうぞ。

○河川管理者

今の質問でございますが、施設改造をこういうふうに記載しているとおりでございます。施設改造に伴って当然操作をどうしていくかということもあわせて今後検討していくということでございます。先ほど説明したように、施設改造というのはどうしても必要なダムでございますので、そういったところでルールもあわせて検討していくということでございます。

○ファシリテータ

今後検討していくということで、はい、それではどうぞ。

○参加者（Dさん）

済みません。検討をお願いします。

それで、何度も言っているように、検討じゃなくて実際に異常放水があるわけだから、そのあり方を考えないといけないと思うのですよ。ただ運用どおりにやっています、やらせています、これではいけないです。実際に浸水をして、逆に言ったらあれは平成16年ですか、浸水したときでもこれと言ってダムをとめたら30分で引いたとか、そういう事例もあるわけですからやはり検証しながら、任せきりではなくて行政はちゃんとJパワーなり水資源機構なりにもう少し運用面について責任を持たないといけないと思うのですが、どうですか。

○ファシリテータ

運用面での責任があるのではないかとということなのですから、どうぞ。

○河川管理者

当然、ダムを管理している水機構あるいは私どもも責任を持っております。運用につきましては、ルールがありますのでルールどおりやっておりますし、また台風23号の話をさせていただきましたけれども、私どもの情報だけではなくて雨の予測、いろんな状況の中でそのときそのときの判断をしていっておるということでございますので、その時点その時点でいろんな情報を集めながらダムの操作というのはやらせていただいております。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。ちょっと話がもう何か平行線になっているようなので、今のご意見はやっぱりダム下流としては放水の問題というのが心配事あるということですので、そういった対策についてももう少し皆さん方の理解を得られるような説明とかを心がけていただければと思います。

それでは、そちらの方が先に手を挙げられたので、次にお願いします。

○参加者（Oさん）

三好市から来ましたOと申します。よろしくお願いします。環境と治水について質問させていただきます。

まず、先ほどの治水についてなのですが、これまでの戦後最大の水が出たのが平成16年10月20日の台風23号だというふうに記憶しております。ちょっと心配だったのは、ちょっと危惧なのは、そのときは問題なかったと思うのですが、いわゆる早明浦ダムの方の洪水調節量が最大9,000万 m^3/s ですが、これは洪水期に当たりますよね。洪水期というのは、6月1日から10月10日までなのですが、台風23号みたいに洪水期ではないとき、要するに8,000万 m^3/s 、1,000 m^3/s 洪水量がそういう義務がないときにこれから来るような事態は来ているわけですので、この洪水期の期間を見直すと。例えば、去年の4月とか記録的な月間降水量としては大きな降水量がありましたけど、これを洪水期の期間を見直すようなこともお考えになっておられるのかどうか。

それで、先ほどの質問とダブりますが、この早明浦の計画高水よりも既に32年間にこれを上回るのが4回も来ているということは、やはり計画高水よりももっと大きなのを設定しなければいけないということなので、例えば上流にあります大森川ダム、長沢ダム、大橋ダムの発電ダムの合計で7,000万 m^3/s 弱の有効貯水量があると思うのですが、こちらの方を一部をお金を払って治水の方に譲渡していただくとか、そういうことはお考えではないのかどうかということ、これが治水についての質問です。

環境については、このまま行った方がいいですかね。環境について、まず1点目、この修正素案の44-1を開けてほしいのですが、ちょっと気になったのが先ほどから濁水の問題も結構大きなファクターだと思うのですが、河川にある構造物、堰堤とか特にこの下流で一番大きな影響を与えるのが池田ダムだと思うのですが、こちらの方を前も別の会場で質問させていただいたのですが、ちょっと魚道の方が不完全ではないかというのを個人的に思っております。違う水産の研究所で見たのですが、例えば兩岸に魚道があるとアユというのは岸沿いに上がってくるというふうな発表がありましたので、こちら

は右岸側しか魚道がないので左岸側に魚道を置かれて、例えばアユが最も生長する時期に関しましては池田ダムの発電の放水をやめて、魚道のみ流すような改造とかそういうことができないのかどうか。ちょっとこの文面で気になったのが、「魚道機能の維持向上」の「向上」が消してあるのですけど、ということは要するに維持すればいいという発想なのかどうかですね。

あとは、この環境面、特に漁業の方で気になったのは、一応ここの川でいろんな魚種が確認されたというふうに書いてあるのですが、いわゆる定量的にはどのぐらいいたかという経年的な変化が全くないというのはすごく疑問なのです。それで、1月30日に徳島市であった、これは徳島県内だけなのでしょうが、吉野川のアユの推定漁業の推移という研究発表があったのですが、かなり漁獲高の変動が激しくて、これはダムだけの影響ではないと思うのですが、そこで研究者の方が言われたのは、ダムができると天然のアユが激減するのは当たり前なのだけど、運用を工夫すればかなりそれが回復するというふうにおっしゃっておられました。具体的には、高知県内ですと奈半利川とか物部川とか川の規模からいってダムの影響がかなり大きい川でかなり劇的に今回復しているという報告もあるみたいで、例えば吉野川でそういうのを運用の方を変えて変更することができるかどうか、そちらの方をちょっと知りたいと思って。

ちなみに、こちらの方は本当にびっくりしたのですが、天然アユが例えば平成14年、推定でアユ資源が2,700万匹ぐらいいたのが、翌年にはなぜか100万匹以下になっているのですよね。それで、その研究発表によれば、放流アユというのは次の世代は生み出せないらしくて、基本的には天然アユに頼るしかないらしくて、やはりこちらの方の昔みたいなそういう豊かな自然、特にアユとかを復元するには、そういう河川構造物、連続性を絶つようなところの改築はぜひ検討していただきたいなと思います。

もう1つ、先ほど濁水における制水導水バイパスが余り有効ではないというふうなご意見がありましたけど、ただ50日間も濁水が長期化するような状況においてはゆっくり水が減っていくと思うので、濁水期に当たっても初期の段階、例えば50日間で30日間ぐらいは十分な量が確保できるのかというのが素人の考えだと思います。

それ以外に、例えばこのような緊急事態においては、ダム下で穴内川の発電専用に分水しているやつをこの時期だけ緊急的に分水をやめて本来の水系の方に戻すとか、もし導水バイパスができれば仁淀川の方で分水しているやつを戻すとかいう処置をとれば、いわゆる濁水の量が率的にもかなり減るような気がするのですが、素人考えかもしれません

けど、そこら辺、質問になのか意見なのかわかりませんが、ぜひよろしくお願ひします。

○ファシリテータ

4点ほどございました。治水に関して洪水期の見直しのお考えはあるのかどうかですね。それから、発電ダムを治水に使う考えはないのかということ。環境については、魚道の件について「魚道の維持向上」の「向上」を消したのはなぜかということと、実際池田ダムの魚道についてのご提案がございました。それから、導水バイパスの効果、分水を戻すというような考え方もあるのではないかという点。以上、4点なのですが。

○河川管理者

水資源機構、池田ダムの片山でございます。まず回答できるところから順次行きたいと思っています。

3点目の池田ダムの魚道のことでございますが、1月30日にそういう研究会、検討会があるというのを私は知ってございまして、資料なんかを読ませていただきました。それで、変動しておるということで、池田ダムにおきましても10万匹から100万匹ぐらい魚道の遡上量が年によってかなり変わってございまして、季節変動が大きいというふうに思っています。

ご提案がございました左右岸両方使うべきではないかというところなのですが、池田ダムは四国電力さんの放水口を使って下流に主に平常時は水を流してございまして、それが右岸側でございます。魚道も右岸側についてございまして、発電の水を呼び水として下流の方からアユが遡上してくるようなところで右岸側一方に今のところついてございまして、今現状で左岸側につけるとするのは水の効率的なところを考えますと、右岸側につけて今やっているのがいいというふうに思っております。

それから、今困っておるようなところでは、その魚道のところにカワウとかその辺が多くて、カワウの対策にちょっと頭を悩ませているというところなんです。

それから、4点目のゆっくり水が減るから濁水時にはバイパスが効くのではないかという濁水時の水の運用の使い方だったと思うのですが、ここはゆっくり水が減るとするのは、早明浦ダム濁水時になりますと1日にあそこのダムで1m以上水位が下がってきます。それぐらいの量を補給する必要があるございまして、入ってくる水が数 m^3/s ときに数十 m^3/s 出すというのが実態でございまして、急激に水が減っているという状況でございまして。

3番と4番はそういう説明で返したいと思ひます。

○河川管理者

それでは、統管の所長の岡崎でございます。洪水期間の見直しについてでございますが、ダムには洪水調節のための容量と利水とか堆砂とかいろんな容量が決まっております。おっしゃったように期別に洪水期洪水期で決まっております。それぞれいろいろ洪水調節もそうですし、利水者も参加した計画として成り立っておりますので、その洪水期間を変えるということになりますと今の計画をまた見直しということになりますが、今のところはそれをどうこうするという事は考えておりません。

ただ、先ほど説明させていただきましたけれども、洪水調節容量を増大して、まだ幾らということは決まっておりますが、放流設備を改築するというようなことで今回対応しようというふうに考えております。

それと電力ダムにつきましては、今の整備計画の中では電力ダムの上流の発電容量をどうこうということは今のところは想定しておりませんで、今申しましたように早明浦ダムのそういった改造などで対応していきたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。

○参加者（Oさん）

どうもありがとうございます。まず1つ、魚道の件をちょっと補足させていただきます。呼び水ですが、やはり当然アユの性格としては発電の放水の方にも行くと思いますので若干の影響があると思います。

あと、ちょっと心配なのは増水で水が増えたときにゲート放水を始めた場合、当然ゲート放水の方へたまるアユが出てくると思いますので、そのときに左岸側に別の魚道があるとそれも上がるのではないかと。だから、できるだけゲート放水をアユの遡上期においては最後の最後までやらないというふうな形、そうすることが1つとして考えられるかと思っております。ちょっとそういうふうな提案をさせていただきました。

先ほどの期間の問題ですけど、実態として戦後最大の増水をもたらした台風23号がこの洪水期ではない時期に来てますよね。これはかなり問題のような気がするんですけど、具体的にはこれは変えないと、これがもしもう一発来たら8,000万 m^3/s 確保したからよかったというふうなことでは問題のような気がちょっとするんですけど、お願いします。

○ファシリテータ

特に洪水期の見直しの件ですね。

○河川管理者

くどいようで魚道のことだけ先に。洪水時にも $60\text{m}^3/\text{s}$ を超えてきますと右岸側のゲートから池田ダムの場合は上げてきます。それから、 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいになると本当の洪水になりますので、 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 以上になると魚道の方にごみが溜まって次のときに使えないと。そのときは黒い濁水のような感じになりまして、魚がよどみの方に寄るような行動、移ると思うのですが、そういうときは魚道は閉塞しておるという状況で、普段のところ $1,000\text{m}^3/\text{s}$ までは右岸側の方から順次ゲートを上げています。

ゲートを閉じられないかということは、ちょっと洪水調節、池田ダムの場合は堰みたいのものでして、流入量に合わせてゲート操作をしていくようなダムでございます。それで、 $5,000\text{m}^3/\text{s}$ からは洪水調節に入るというダムでございます。以上です。

○河川管理者

統管の所長の岡崎でございます。台風23号につきましては先ほど説明させていただきましたけども、計画の流入量が $3,900\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいでございまして、そのとき放流量が大体 $1,700\text{m}^3/\text{s}$ 、ピークが過ぎたところで放流量を絞ったということで、ルールあるいは臨機の措置ということで対応しております。 $9,000\text{m}^3/\text{s}$ といたしますか、そのときの容量の中でおさまったという洪水でした。今後も運用については責任をもって適正に運用してまいりたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

よろしいですか。それでは、どうぞ。

○参加者（Oさん）

済みません。この修正素案の44-1は、なぜ「向上」が消えたのかということをお教えしてほしいと思います。

○ファシリテータ

済みません、私の。

○参加者（Oさん）

もう一つ追加で、こういう定量的なデータも載せるべきだと思うんですけど。

○ファシリテータ

定量的なデータと経年変化のお話もございました。そこら辺をもう少し情報を盛り込むということと、それから「魚道の維持向上」の「向上」がなぜ抜けたのか、これについてご説明いただければと思いますけど。

○河川管理者

徳島河川国道の副所長の山地でございます。消えたというよりも、文章全体を見ていただいた方がわかるかもわかりません。当初の文章は、河川構造物等が複数存在しておって、そして魚類等の移動障害も懸念されていることから機能の向上、懸念されているので機能の向上ということでは言葉を使わせていただきました。

太い字、修正の方では、池田ダムまでの魚道の設置によってアユの遡上の状況も一応その後確認しまして、一応そういったことで確認されていることから移動障害といった懸念というよりも、概ねそういったことで確認されたので、今の魚道についてはここにもございますように増水したときに壊れたりすることは当然ございますので、過去にも直した経緯はございますけども、そういった意味で機能を維持するといった形で書き直させていただいております。

もう1点、済みません、過去からの変動のデータというのがございましたけど、それは。

○参加者（Oさん）

水量とかいろんなデータがあるのですが、環境に関しまして特に魚種しか書いてなくて、例えばアユの数量の経年変化とかそういうのは載せないのでしょうか。できれば載せてほしいと思うのですが。

○河川管理者

それは載せられるかどうか、アユだけのデータということではないと思いますので、そういうバックデータとしては持っておりますので、一応今載せるかどうかについてはちょっと検討させてください。データにつきましてはいつでも閲覧できるようになっておりますので、それはあわせてご案内しておきます。

○ファシリテータ

データはOさんから載せてほしいというご意見があったということですね。それについては検討したいということで。

あとお2方、時間が大分押してますが、まずどうぞ。

○参加者（Pさん）

本山町のPといいます。まず申し上げたいのは、ダムというものは百害あって一利なしと、これに尽きると思います。私はダム直下の本山町で物心ついた時分から吉野川に魚とりに熱中して大きくなったものです。吉野川というのは、子供時分にとっても本当に勉強になる自然だと思っております。

それで、今日申し上げたいのは、1つには大雨洪水注意報なんかが出た場合、せっかく

のダムをつくる時に言われた洪水調節するんだ、利水のためにやるんだというそのことに関して、まず大雨洪水注意報が出たときに早くダムの水位を減らして、そのことができないのかと。というのは、昨年の何月の雨だったかちょっと忘れたのですが、本山町には中央病院という110床の病床のある病院があります。そこの本当に基礎の部分がもう50cm上に越しておいたら病院がつかると、浸水するというところまでいったんです。ダムができたら心配ないではなしに、かえって心配なのが下流の者です。

それともう1つは魚族です。吉野川というのは御存じのように魚の宝庫でした。だんだんの方が申されたように、いろんな種類の魚が住んでおった。けれども今、このダムにおいて、その後に絶滅した魚がほとんどと言っても言い過ぎではないです。

アユなんかは昔は、私どもが若い時分にはそれこそ目方でいったら400gぐらいのアユがとれたのです。それも天然のね。

それからまたウナギにしても天然のウナギがどんどん上がってきて、ちょうど塗り箸、赤く塗った箸がありますね。あれぐらいウナギが30cmぐらいの平たい石を上げると、ほとんど石の下にウナギがすんでおったと。それから遡上期になると、水田の中のウナギがウバシで押さえることもできたし、ほとんどの谷川にはウナギがすんでおったと。こういう今は魚が全然見られないと。

先ほども話にありましたけれども、ヤツメウナギというのはこの嶺北地方しかすんでいない魚でしたが、これが一番先にダムができて絶滅しました。

それともう1つは、今まで濁水の問題について私どもは池田統管とか高松の建設省、今の国土交通省に何とかならんか、それからまた早明浦ダムの事務所へも濁水については再三今まで申し入れをしてきたわけですが、全くその濁水については改善されない。このもとの清流に戻すようなことを皆さんは本当に真剣に考えてやっておられるのかどうか。もう30数年ずっと濁水が続いておるわけです。この下流に住んでおる我々としては、本当に先ほどからもだんだんのお話がありましたようにたまらないのです。昔の清流を思い出すたびに本当に腹が立つ。清流を戻してもらいたいのと元々おった魚をもとに戻してもらいたい。

それともう1つは、吉野川基本計画というのがありますね、早明浦ダムというか。この見直しをやってもらいたい。1つには、高松の国交省へ行って基本計画の見直しができないかと。人間のつくったものだからできないはずはないでしょうと言ったら、できないこともないというような返答をもらったこともあるのですが、この点についてお答えを

願いたい。

○ファシリテータ

何点かございます。大雨洪水注意報等の警報、注意報が発令時にダムの水位を事前に下げられないかということ、それから吉野川を清流に戻し、元々いた在来種の魚を回復するという点について、あるいは基本計画。これは早明浦ダムの基本計画ということでしょうか。

○参加者（Pさん）

何か基本計画というのがあるんですがね。それをとにかくもとに。

○ファシリテータ

基本計画の見直しという点ですね。それについてお願いいたします。どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長しております館ですけれども。最後におっしゃった基本計画というのは、吉野川の総合開発の基本計画ということですか。何 m^3/s の水をどこで使うといったようなことが決められたものということでしょうか。

○参加者（Pさん）

いわゆるピーク発電なんかありますよね。それなんかの見直しができないものかと。一定の時点、あれは発電するのですか。あれで、水位の変動で魚の卵なんか産みつけられておっても、ダムをとめるとそこが干上がるというようなことになって、魚が絶滅するということがあるので、そういうもの見直しができないものかということですか。

○河川管理者

ということは、もっとどっちかというダム操作の運用に近い部分だと思います。ということで、別の者から答えますので。

○河川管理者

統管所長の岡崎でございます。まず最初の事前放流ということだと思います。注意報が出たら事前に放流をして、容量をもっと確保しろという意見だと思います。それにつきましては、事前放流をするということになりますと、利水とか今溜まっている水というのは利水のために使う水ということなので、それを放流するということになります。そうすると、放流して洪水が終わったら今度はまた溜めないと、濁水になるという諸刃の対応だと思います。

それで、今注意報と言われましたけれども、降雨の予測というのはやっぱり従来から

比べると格段に向上したというふうには思っておりますけども、やはりダムの管理する上では何mmとかそういうものが正確に予測できないと、放流したけどいっぱいにならなかったと、あるいは雨が降らなかった、空降りをしたということになるとまた大変なことになるということになりますので、今時点ではそれについては慎重にせざるを得ないというふうに思っております。降雨予測が正確にこれからどんどん向上すれば、またそういったことも今後できるようになれば検討することもあるかと思いますが、今の段階ではやっぱり何mmとかいうものがないと、ちょっと難しいということでございます。

それともう1点の発電でピーク立てをしてという話がございました。これについては今、またルールということになりますけども、そういったことで発電でピーク立てをして下流の山崎ダムで、逆調整池で調整して下流に流すという中で今の運用がされてございますので、今おっしゃられて今ここでどうこうということにはちょっと難しいのではないかとこのように正直なところ思っております。

ヤツメウナギについては、ちょっと私も手元に情報がないので答えかねるのですが、済みません。

○ファシリテータ

環境目標みたいなお話だろうと思います。在来種を回復してほしい、もとの清流に戻してほしいということですので、そういった点についてご検討いただければということだったと思いますが、Pさん、よろしいですか。

○参加者（Pさん）

今までもいろいろと濁水の問題についても陳情、要望してきたときと返答は同じようなものですが、とにかく本当に下流域の住民のことを真剣に考えてくれるのだったら、この30年余りの濁水の問題を何とか解決することを皆さんが解決することを考えておるのかどうかも疑いたくなる。実際、こういう場を設けていただいて、皆さんの意見を聞いてそれを反映させなければ、この会は何にもならないと思うのやね。そういう点で、お互いがやっぱり連携し合って、皆さんの意見を今後生かしていくという方向をぜひとってもらいたいのと。

それと実際、これは管轄が違うと言われたらそれまでですけど、ダム湖の上流の森林の整備をしないと、実際水資源機構などは水がなければもうけにもならないはずなので、そういう点で森林の整備などして、今の植林ばかりを間伐していわゆる落葉樹を植えるとか、そういうこともやっぱり検討していくことによって、また濁水も少しでも和らぐので

はないかと思うし、また利水面でも水が豊富に流れる。今、保水能力が山になくなってるのは御存じのとおりで、本当に我々は水のもとにおりながら、自分たちの今後飲む水を心配しなければならないような時期が来ておるのではないかと考えております。ぜひともこういう意見を聞いて、皆さんがそのことに対して検討をお互いしていただいて親身になってやっていただかないと、聞き置くだけではこの会は何にもならないと思いますので、そのことをよく肝に銘じて検討していただきたいと思います。以上です。

○ファシリテータ

濁水という地域の深刻な問題について、もう少し真剣に取り組んでほしいというご要望だと思います。

それでは、この方で最後ということでよろしいでしょうか。どうぞ。

○参加者（Cさん）

時間長いこと済みません、最後になると思いますけど。私はとにかく基本的には吉野川は一本であると。

○ファシリテータ

済みません、お名前を。

○参加者（Cさん）

大豊のCと申します。吉野川が一本であると。先ほどから、会の初めからずっと聞いているのですが、県の管理とか国の管理とか言うけど、下流域住民は全部吉野川一本で生活をしております。

そのために、河川の国の直轄管理区間に編入されたという徳島県の実情を見まして、策定の資料の中に、「国（直轄）による改修」ということで、「今切川の国（直轄）管理区間を延長して、旧吉野川で9.1km、今切川」という資料が18ページにありますが、高知県と徳島県を含めまして吉野川は一本でありますので、それを延長して県と協議をして今後直轄の中へ入っていくような方針を計画して、次の会の中でご返答いただければと思いますが、よろしく願います。

○ファシリテータ

次回の会までに直轄化についてももう少し踏み込んだ見解を示してほしいということです。

時間を大幅に、40分ほどオーバーしてしまいました。皆さんからの貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

私は下流の徳島に住む人間なのです。水源地の皆さんがこういうご苦労していることも一切知らずに吉野川の水をおいしく飲んで育ってきたという人間にとっては、耳の痛い話もありましたし、水源地の皆さん方に感謝しなければいけないなという思いを新たに強くいたしました。私は徳島県人を代表しているわけではないのでこれは私からだけですけれど、皆さんにどうもありがとうございましたとお礼を言いたいと思います。

それでは、長時間にわたりましてご協力をどうもありがとうございました。これまでの進行は私どもコモンズがいたしました。皆さん、ご協力ありがとうございました。（拍手）

○司会

喜多さん、どうもありがとうございました。本日は長時間にわたり大変ご熱心なご意見、ご提案等誠にありがとうございました。

なお、本日配付資料の中に意見記入用紙を準備させていただいておりますので、本日も記入の方は受付の意見回収箱にご投函ください。

それでは、以上をもちまして第2回吉野川流域住民の意見を聴く会（上流域）を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

〔午後 6時45分 閉会〕